

資 料

## オンタリオ州の「代行決定法」 (Substitute Decisions Act)

三 木 妙 子  
今 井 雅 子 訳  
鈴 木 尚 子

本資料は、カナダ・オンタリオ州で1992年12月10日に、1992年法律第30号 (Statutes of Ontario, 1992, Chapter 30) として国王裁可を得た法律の邦訳である。

オンタリオ州では、1985年11月に州の保健大臣、コミュニティ及びソーシャル・サービス大臣、並びに法務総裁に助言する目的で、「精神無能力者のための代行決定に関する諮問委員会」が発足し、同委員会は、1987年12月付で最終報告書 (Final Report of the Advisory Committee on Substitute Decision Making for Mentally Incapable Persons) を公表していた。同報告書末尾に付された草案は、さらに検討を経たうえ、1991年5月27日法務総裁により法案 (Bill 108) として提出された。その法案は、翌年12月7日まで審理・修正され、現行のとおりになった。

なお、本法と同じ日に裁可を得た法律の中に、「1992年代弁法」(Advocacy Act, 1992) と「1992年治療同意法」(Consent to Treatment Act, 1992) がある。これら2つの法律、とりわけ前者は本法の運用を知るうえで合わせて視野に入れることが望まれるが、本稿では、訳者脚注の中で、必要最小限付言するにとどまっている。

## 目 次

一般規定	裁判所の選任による財産後見人
第 1 条 定義	第 22 条 選任の申立
第 2 条 能力の推定	第 23 条 手続
第 3 条 能力が争点とされる者の弁護士	第 24 条 財産後見人
	第 25 条 財産後見人選任命令
第 1 章 財産	第 26 条 変更
一般規定	第 27 条 緊急の場合における暫定的財産後見人
第 4 条 本章の適用	第 28 条 財産後見の終了申立
第 5 条 年齢	第 29 条 財産後見人の権能の停止
第 6 条 財産管理能力の欠缺	第 30 条 手続
財産のための持続的代理権授与	財産管理
第 7 条 財産のための持続的代理権授与	第 31 条 財産後見人の権能
第 8 条 持続的代理権の授与及び取消能力	第 32 条 財産後見人の義務
第 9 条 財産管理能力の欠缺にかかわらず有効	第 33 条 財産後見人の責任
第 10 条 持続的代理権授与状の作成	第 34 条 取引の完了行為
第 11 条 代理人の辞任	第 35 条 身上財産公後見人、遺言執行者の権能
第 12 条 消滅	第 36 条 売却代金
第 13 条 消滅又は失効後における代理権の行使	第 37 条 出捐に関する指導原理
第 14 条 現存する一定の代理権授与状の効力保持	第 38 条 持続的代理権授与状に基づく代理人
法定財産後見人	第 39 条 指示を求める申立
第 15 条 法定財産後見人としての身上財産公後見人	第 40 条 報酬
第 16 条 能力の判定	第 41 条 年次財務報告書
第 17 条 身上財産公後見人にとって替わるための申立	第 42 条 計算書の承認
第 18 条 裁判所による審査	第 2 章 身上
第 19 条 法定財産後見人が職務の遂行を止める場合	一般規定
第 20 条 法定財産後見の終了	第 43 条 本章の適用
第 21 条 通知	第 44 条 年齢
	第 45 条 身上ケア能力の欠缺
	身上ケアのための代理権授与
	第 46 条 身上ケアのための代理権授与
	第 47 条 身上ケアのための代理権授与能力
	第 48 条 代理権授与状の作成

- 第49条 全面的効力の付与
- 第50条 簡略化手続による全面的効力の付与
- 第51条 全面的効力付与後の判定
- 第52条 代理人の辞任
- 第53条 消滅
- 第54条 判定をする者

裁判所の選任による身上後見人

- 第55条 選任の申立
- 第56条 手続
- 第57条 身上後見人
- 第58条 身上後見人選任命令
- 第59条 全面後見
- 第60条 部分後見
- 第61条 変更
- 第62条 緊急の場合における暫定的身上後見人
- 第63条 身上後見の終了申立
- 第64条 身上後見人の権能の停止
- 第65条 手続

身上後見人及び身上ケアのための代理人の義務

- 第66条 身上後見人の義務
- 第67条 年次報告書
- 第68条 代理人の義務

第3章 後見に関する申立手続

- 第69条 申立の通知書の送付
- 第70条 必要的添付書類
- 第71条 選択的添付書類

- 第72条 財産後見人の選任申立, 略式処理, 必要的添付書類
- 第73条 財産後見の終了申立, 略式処理, 必要的添付書類
- 第74条 身上後見人の選任申立, 略式処理, 必要的添付書類
- 第75条 身上後見の終了申立, 略式処理, 必要的添付書類
- 第76条 代弁者の面会
- 第77条 略式処理

第4章 雑則

- 第78条 登録簿
- 第79条 判定命令
- 第80条 妨害禁止命令
- 第81条 身柄拘束命令
- 第82条 身上財産公後見人の立入りの権利
- 第83条 身上財産公後見人の記録閲覧権
- 第84条 証拠としての申述書
- 第85条 法の抵触, 方式性
- 第86条 州外命令
- 第87条 調停
- 第88条 代弁者との面会拒絶
- 第89条 犯罪
- 第90条 諸規則
- 第91条 経過措置
- 第92条 施行期日
- 第93条 短称

附表

## 1992年代行決定法

成年者に代りその財産管理及び身上ケアに関する決定をすることのために規定する法律  
(An Act to provide for the making of Decisions on behalf of Adults concerning the  
Management of their Property and concerning their Personal Care)

### 一般規定

#### 第1条 [定義]

(1) [定義] この法律において、次に掲げる用語は、次の定義にしたがうものとする。

「代弁者」(“advocate”)とは、1992年代弁法(Advocacy Act, 1992)<sup>(1)</sup>に基づいて、代弁委員会(Advocacy Commission)<sup>(2)</sup>に代り代弁サービス(advocacy services)<sup>(3)</sup>を提供する権限を与えられる者<sup>(4)</sup>をいう。

「判定者」(“assessor”)とは、能力の判定をする資格を有するものとして、諸規則<sup>(5)</sup>

---

(1) S O. 1992, c. 26.

(2) 枢密院における副総督(the Lieutenant Governor in Council)が任命する委員長及び12人の委員により構成される。委員の多数(majority)は、精神的若しくは身体的障害を現にもち、若しくはもっていた者、又は65歳以上の者から成るものとされる。委員会は、16歳以上の弱者(vulnerable person、すなわち、一時的であると永続的であるとを問わず、中等度から重度の精神的若しくは身体的障害、疾病又は衰弱のために、希望を表明しその希望にそって行動すること、又は自己の権利を確認し行使することが不可能又は困難である者をいう)とその権利、自由、オートノミー及び尊厳を尊重することを促進し、代弁サービスを提供することを職務とする(Advocacy Act, ss. 2, 3(1), 5(2), 6(1), 7(1))。

(3) ①個々の弱者が、希望を表明しその希望にそって行動すること、自己の権利を確認し行使すること、自己のために意見を述べること、及び自己の權益促進のために互いに援助し、組織を結成することに助力するため、②個々の弱者が、代弁者に指示する能力をもたない場合において、その健康若しくは安全に重大な害が及ぶ危険があると信じる合理的理由があるときに、その弱者を助力するため、③政治的、法的、社会的、経済的及び制度的レベルにおいて、弱者が組織的変革を実現することに助力するために、提供される(Advocacy Act, ss. 1(1)(b), 7(1))。

(4) 代弁委員会により権限を与えられ、報酬を得て又は得ないで、代弁サービスを提供する。代弁者には、弱者に代り決定する権限は付与されていない(Advocacy Act, ss. 2, 7(4), 19(1))。

(5) 第90条(d)号参照。

により指定される者の一員をいう。

「能力を有する」(“capable”)とは、精神能力を有する(mentally capable)ことをいい、かつ、「能力」(“capacity”)とは、これに対応する意味をもつ。

「立入規制住宅」(“controlled-access residence”)<sup>(6)</sup>とは、1人又はそれ以上の者が居住し、かつ、報酬を得て管理する者により立入りが規制される建物であって、施設以外のものをいう。

「裁判所」(“court”)とは、オンタリオ州裁判所(一般管轄部)(the Ontario Court (General Division))<sup>(7)</sup>をいう。

「被扶養者」(“dependant”)<sup>(8)</sup>とは、扶養義務者により扶養される者をいう。

「施設」(“facility”)<sup>(9)</sup>とは、

- (a) 附表に掲げる法律に基づいて運営され、若しくは資金が提供される施設
- (b) 警察サービス法(Police Services Act)<sup>(10)</sup>に基づいて自治体が提供する警察内拘禁施設
- (c) 自治体法(Municipal Act)<sup>(11)</sup>に基づいて維持される拘禁施設、又は
- (d) 所定の施設

をいう。

「能力をもたない」(「無能力」)(“incapable”)とは、精神能力をもたない(mentally incapable)ことをいい、かつ、「能力の欠缺」(「無能力」)(“incapacity”)とは、これに対応する意味をもつ。

「所定の」(“prescribed”)とは、この法律<sup>(12)</sup>に基づいて制定される諸規則により定められることをいう。

「配偶者」(“spouse”)<sup>(13)</sup>とは、異なる性に属する者であって、

---

(6) 第82条第2項第3項、第83条第1項(e)号参照。

(7) オンタリオ州裁判所(Ontario Court of Justice)は、一般管轄部と特別管轄部(the Provincial Division)という2つの部から構成される。一般管轄部は、歴史的にイングランド及びオンタリオ州のコモン・ロー裁判所と衡平法裁判所が行使していたすべての管轄権、権能及び権限を有する(Courts of Justice Act, R. S. O. 1990, c. C-43, ss. 10(2), 11(2))。

(8) 第8条第1項(b)号、第10条第4項、第27条第1項、第37条第1項第2項、第39条第2項第3項、第42条第4項、第66条第18項参照。

(9) 第82条第2項、第83条第1項(d)号、第90条(b)号参照。

(10) R. S. O. 1990, c. P-15.

(11) R. S. O. 1990, c. M-45.

(12) 第90条参照。

(13) 第10条第2項、第17条第2項、第24条第2項、第46条第3項、第57条第2項、第69条第6項参照。

- (a) 本人と婚姻関係にある者、又は
- (b) 本人と婚姻関係になく、夫婦として生活している者であり、2人が、
  - (i) 1年以上同棲しており、
  - (ii) 子の父母であり、若しくは
  - (iii) 家族法に関する法律 (Family Law Act) <sup>(14)</sup>第53条に基づき、同棲契約 (cohabitation agreement) <sup>(15)</sup>を締結している場合における相手方をいう。

- (2) [パートナー] 2人の者が、1年以上同居し、かつ、双方の生活においてすぐれて重要である緊密な個人的関係を有する場合には、この法律の目的のために、この2人の者はパートナーである。
- (3) [「説明する」の意味] 代弁者又はその他の者<sup>(16)</sup>が、この法律により、ある事項を説明する (explain) ことを求められる場合において、説明するという要件<sup>(17)</sup>は、説明を受ける者がその事項を理解するか否かにかかわらず、自己の能力を最大限活用し (to the best of his or her ability)、かつ、説明を受ける者の特別なニーズに焦点を当てる方法で、その事項を説明することにより、充足される。

## 第2条 [能力の推定]

- (1) [能力の推定] 18歳<sup>(18)</sup>以上の者は、契約をする能力を有するものと推定される。
- (2) [能力の推定] 16歳以上の者は、自己の身上ケアに関連して、同意を与え、又はこれを拒む能力を有するものと推定される。
- (3) [適用除外] ある者について、契約をし、又は同意を与え、若しくはこれを拒む能力をもたないと信じる合理的理由がない者は、その者に関する能力の推定に依拠することができる。

---

(14) R. S. O. 1990, c. F-3.

(15) 現に同棲している男女若しくは同棲しようとしている男女であって、婚姻関係のない者は、財産の所有若しくは分割、扶養義務、子の教育について指示する権利 (監護権を除く) 及びその他の事項を含む合意であって、同棲期間中又は同棲解消若しくは死亡の際におけるそれぞれの権利と義務に関する合意をすることができるものとされる。

(16) 判定者 (第16条第2項)、財産後見人 (第32条第2項)、身上ケアのための代理人 (第46条第10項) 及び身上後見人 (第66条第2項) が含まれる。

(17) 第16条第2項第5項(b)(c)号、第20条第5項、第27条第5項第8項、第32条第2項、第46条第10項、第49条第4項、第50条第8項、第62条第5項第9項、第66条第2項、第76条第1項、第80条第2項、第81条第2項、第88条第1項参照。

(18) 成人年齢である (Age of Majority and Accountability Act, R. S. O. 1990, c. A-7, s. 1)。

- (4) [立証責任, 契約及び贈与] 財産後見命令に効力がある間, 若しくはその発効前1年以内に, その命令の対象者が契約又は贈与をした場合に, その契約又は贈与に関する手続において, その対象者が能力をもたなかったと信じる合理的理由がなかったことの立証責任は, その契約の相手方又は受贈者にある。

### 第3条 [能力が争点とされる者の弁護士]

- (1) [能力が争点とされる者の弁護士] この法律に基づく手続において, 法的に代理されていない者の能力が争点とされる場合には,
- (a) 裁判所は, その者のために法的に代理 (legal representation) がなされるように手はずをととのえるべく, 身上財産公後見人 (the Public Guardian and Trustee)<sup>(19)</sup> に指示することができ, かつ,
- (b) その者は, 弁護士 (counsel) を雇い, その弁護士に指図する能力を有するとみられるものとする<sup>(20)</sup>。
- (2) [弁護士手数料に関する責任] 第1項(a)号にしたがって法的に代理がなされ, かつ, 法律扶助法 (Legal Aid Act)<sup>(21)</sup> に基づき, この法律に係る手続に関し証明書<sup>(22)</sup> が発行されない場合には, 法的に代理された者は, 弁護士手数料 (legal fee) を支払う責任を負う。

## 第1章

### 財産

---

(19) 10年以上の経験を有する弁護士の中から枢密院における副総督により任命される。公的受託者 (Public Trustee) を引き継いだ単独法人 (corporation sole) である (Public Guardian and Trustee Act, R. S. O. 1990, c. P-51, s. 1, amended by Consent and Capacity Statute Law Amendment Act, 1992, S. O. 1992, c. 32, s. 25(1))。

(20) 裁判所の指示による訴訟代理人の有無にかかわらず, 民事訴訟規則の適用を排除して, 能力についての争いを決定する審理に先立ち, 能力が争点とされている者に訴訟代理人の選任と訴訟代理人への指示をする能力を認める趣旨と解される (Final Report of the Advisory Committee on Substitute Decision Making for Mentally Incapable Persons (1987), p. 93参照)。

(21) R. S. O. 1990, c. L-9.

(22) 申立に基づき, 申立人が手続に係る費用の全部又は一部を支払うことができないと認められる場合には, 法律扶助の額を記載した証明書が発行される (Legal Aid Act, s. 16)。

## 一般規定

### 第 4 条 [本章の適用]

本章は、18歳以上の者に代ってする決定に対して、適用がある<sup>(23)</sup>。

### 第 5 条 [年齢]

本章に基づき、他の者に代って決定権を行使する者は、18歳以上でなければならぬ<sup>(24)</sup>。

### 第 6 条 [財産管理能力の欠缺]

自己の財産の管理に関する決定をするに当り、その決定に関連する情報を理解することができず、又はその決定をすること若しくはしないことから生じる合理的に予見可能な結果を認識することができない者は、財産管理能力をもたない者である。

## 財産のための持続的代理権授与

### 第 7 条 [財産のための持続的代理権授与]

- (1) [財産のための持続的代理権授与] 財産のための代理権授与状 (a power of attorney) は、授与される権限を、授権者 (grantor) の財産管理能力の欠缺の期間中、行使することができるものとする意思を明示している場合には、持続的代理権授与状 (a continuing power of attorney) である。
- (2) [財産のための持続的代理権授与] 持続的代理権授与状は、代理人 (attorney) に指名された者に対して、財産に関し、遺言の作成を除き、授権者が、能力を有するならば自らなしうるのであろうすべてのこと (anything) を、授権者に代ってする権限を与えることができる。
- (3) [代理人としての身上財産公後見人] 持続的代理権授与状は、身上財産公後見人を、その同意を得て、代理人に指名することができる。
- (4) [2人以上の代理人] 持続的代理権授与状において、2人以上の者が代理人に指名されるときには、その代理権授与状に別段の定めがある場合を除き、2人以上の代理人は共同して (jointly) 職務を行うものとする。
- (5) [共同代理人の死亡等] 持続的代理権授与状に基づき、2人以上の代理人が共同し

---

(23) 第43条と対照されたい。

(24) 第44条と対照されたい。

て職務を行う場合において、そのうちの1人が死亡し、無能力となり、又は辞任するときには、その代理権授与状に別段の定めがある場合を除き、その者以外の1人若しくはそれ以上の代理人が職務を行う権限を有する。

- (6) [条件及び制限] 持続的代理権授与状は、本章の適用を受けると同時に、その代理権授与状に含まれ、かつ、この法律に適合する条件及び制限に服する。
- (7) [発効の延期] 持続的代理権授与状は、特定の日において、又は特定の事件(a specified contingency)の発生により、効力を生じるものと定めることができる。
- (8) [様式] 持続的代理権授与状は、所定の様式によることができる。

### 第8条 [持続的代理権の授与及び取消能力]

- (1) [持続的代理権の授与能力] 持続的代理権は、
  - (a) 自己の財産の種類及びそのおおよその価値を知り、
  - (b) 自己の被扶養者に対して負う責務を認識し、
  - (c) 代理人が、財産に関し、遺言の作成を除き、持続的代理権授与状に記載される条件及び制限の制約内において、授権者が能力を有するならば自らなしうであろうすべてのことを、授権者に代ってすることができるようになる旨を知り、
  - (d) 代理人が、授権者の財産に関する取引の会計報告をしなければならないことを知り、
  - (e) 能力を有する限り、自ら持続的代理権授与状を取り消すことができることを知り、
  - (f) 代理人が慎重に財産を管理しなければ、財産の価値が低下しうることであることを認識し、かつ、
  - (g) 代理人が授与された権限を濫用するかもしれないことを認識している者が、これを授与することができる。
- (2) [取消能力] 持続的代理権を授与する能力を有する者は、その代理権を取り消す能力を有する。

### 第9条 [財産管理能力の欠缺にかかわらず有効]

- (1) [財産管理能力の欠缺にかかわらず有効] 持続的代理権授与状は、授権者がその代理権授与状を作成したときに、持続的代理権を授与する能力を有する場合には、その授権者が財産管理能力をもたない場合であっても、有効である。
- (2) [財産管理能力の欠缺にかかわらず有効] 持続的代理権授与状は、授権者がその代理権授与状を作成した後に、持続的代理権を授与する能力をもたなくなった場合でも、引き続き有効である。
- (3) [能力の欠缺の判定] 持続的代理権授与状により、授権者が財産管理能力をもたな

くなるときに効力を生じる旨が定められている場合において、財産管理能力の欠缺という事態が生じたかどうかを判定する方法について定めがないときには、第16条第1項、第2項及び第3項の適用を受け、かつ、持続的代理権は、代理人に対し、無能力証明書（the certificate of incapacity）の通知があったときに、効力を生じる。

#### 第10条 [持続的代理権授与状の作成]

- (1) [持続的代理権授与状の作成] 持続的代理権授与状は、第3項に掲げる方法で、2人の証人の前で作成されるものとする。
- (2) [証人不適格者] 次の者は、証人となることができない。
- 1 代理人、又はその配偶者若しくはパートナー
  - 2 授権者の配偶者又はパートナー
  - 3 授権者の子、又は授権者によりその子として遇する意思を確固として表明されている者
  - 4 財産後見の対象者（a person whose property is under guardianship）、又は身上後見人を付されている者（a person who has a guardian of the person）
  - 5 18歳未満の者
- (3) [証人による記載] 証人は、授権者が持続的代理権を授与する能力をもたないと信じる理由がない場合には、それぞれ証人として、持続的代理権授与状に署名するものとする。
- (4) [要件違反の効果] 本条第1項から第3項に適合しない持続的代理権授与状には、効力がない。ただし、裁判所は、何人の申立に基づく場合であっても、その代理権授与状が発効している旨を宣言することが、授権者若しくはその被扶養者の利益にかなうと認めるときには、発効している旨を宣言することができる<sup>(25)</sup>。

#### 第11条 [代理人の辞任]

持続的代理権授与状に基づく代理人は、辞任することができる。ただし、代理人が、その代理権授与状に基づき、すでに職務を行っていた場合には、辞任は、

- (a) 授権者
- (b) 持続的代理権授与状に基づくその他すべての代理人
- (c) 代理人の辞任に際し、他の者をもってその代理人に替える旨が持続的代理権授与状に定められているときには、その代理権授与状により、その代理人に替わる者(a substitute)として指名された者、及び

---

(25) 第48条第4項と対照されたい。

- (d) 他の者をもって辞任する代理人に替える旨が持続的代理権授与状に定められておらず、又は、代理人に替わる者が職務を行うことができず、かつ、職務を行う意思をもたないときには、身上財産公後見人に対し、辞任状 (the resignation) の写しを交付するまで、その効力を生じない。

## 第12条 [消滅]

- (1) [消滅] 持続的代理権は、
- (a)(i) 第7条第5項に基づき、別の代理人に職務を行う権限が与えられ、又は
  - (ii) 持続的代理権授与状に、他の者をもって、辞任若しくは死亡し、又は無能力となる代理人に替える旨が定められており、その代理人に替わる者が職務を行うことができ、かつ、職務を行う意思を有する場合を除き、代理人が死亡し、無能力となり、又は辞任する場合
  - (b) 第15条又は第16条に基づき、身上財産公後見人が、授権者の法定財産後見人 (a statutory guardian of property) となる場合
  - (c) 第22条に基づき、裁判所が、授権者のために財産後見人を選任する場合
  - (d) 授権者が、複数の持続的代理権授与状を存在させる旨を定める場合を除き、新たに持続的代理権授与状を作成する場合
  - (e) 持続的代理権授与状が取り消される場合
  - (f) 授権者が死亡する場合
- において、消滅する<sup>(26)</sup>。
- (2) [取消状の作成] 取消は書面によりなされるものとし、かつ、持続的代理権授与状と同一の方法で作成されるものとする<sup>(27)</sup>。

## 第13条 [消滅又は失効後における代理権の行使]

- (1) [消滅又は失効後における代理権の行使] 持続的代理権が消滅し、又は失効する場合において、その後代理人がその代理権を行使するときには、代理人を含め、誠実に (in good faith)、かつ、消滅又は失効の事実を知らずに行為した者と授権者又はその財産との間において、その代理権の行使は、消滅又は失効の事実にかかわらず、有効である。
- (2) [消滅又は失効後における代理権の行使、不適切な授与状の作成] 持続的代理権授与状の作成に当たり、第10条第2項に掲げる者が証人となったために、その代理権授与状に効力がない場合には、必要な修正を加えた上で、第1項が適用される。

---

(26) その他、第42条第7項(e)号に基づき、裁判所が代理権消滅命令を下す場合がある。

(27) 第8条第2項参照。

#### 第14条 [現存する一定の代理権授与状の効力保持]

1992年同意及び能力に関する制定法を改正するための法律 (Consent and Capacity Statute Law Amendment Act, 1992) <sup>(28)</sup> 第24条第3項による代理権法 (Powers of Attorney Act) <sup>(29)</sup> 第5条<sup>(30)</sup>の削除にかかわらず、この法律の施行日<sup>(31)</sup>以前、又は施行日から6ヵ月以内に作成された代理権授与状は、

- (a) 代理権法第5条において定められたとおり、事後における授権者の法的能力の欠缺の期間中、その代理権を行使することができる旨を明示する条項を含み、かつ、
- (b) 代理権法にしたがって作成され、その他の点において有効である

場合には、この法律の目的のために、持続的代理権授与状であるとみなされるものとする。

### 法定財産後見人

#### 第15条 [法定財産後見人としての身上財産公後見人]

精神保健法 (Mental Health Act) <sup>(32)</sup>に基づいて、同法において定義された精神障害者施設 (psychiatric facility) <sup>(33)</sup>の患者 (a patient) <sup>(34)</sup>である者が財産管理能力をもたないことを証する証明書<sup>(35)</sup>が発行される場合において、身上財産公後見人は、その患者の法定財産後見人である。

#### 第16条 [能力の判定]

---

(28) S. O. 1992, c. 32.

(29) R. S. O. 1990, c. P-20.

(30) 「代理権授与状の中で、事後における授権者の法的能力の欠缺の期間中、その代理権を行使することができる旨を明示する条項は、その代理権授与状に含まれ、かつ、この法律に適合する条件及び制限の制約内において、有効 (valid and effectual) である。」

(31) 1994年1月の予定。

(32) R. S. O. 1990, c. M-7.

(33) 精神障害者 (person suffering from mental disorder) の観察、ケア及び治療のための施設であって、諸規則により精神障害者施設として指定されたものをいう (Mental Health Act, s. 1)。

(34) 精神障害者施設において、観察、ケア及び治療を受ける者をいう (Mental Health Act, s. 1)。

(35) 施設の入院時に1人の医師が行う検査、又は施設の担当医が随時行う検査により、患者が財産管理能力をもたないと判断される場合に、発行される (Mental Health Act, s. 54(1)(2)(4), amended by Consent and Capacity Statute Law Amendment Act, 1992, s. 20(41))。

- (1) [能力の判定] 財産管理能力に疑問がある者がいる場合において、判定者は、その能力を判定することができる。
- (2) [条件] 能力の判定は、財産管理能力に疑問がある者に対し、判定者が、あらかじめ次の事項を説明するので行わなければならないものとする。
  - (a) 判定の目的
  - (b) 無能力証明書の意味と効果<sup>(36)</sup>、及び
  - (c) 財産管理能力に疑問がある者が判定を受けることを拒否する権利
- (3) [無能力証明書] 判定者は、財産管理能力に疑問がある者がその能力をもたないという結論に達する場合には、所定の様式による無能力証明書の全事項に記入をし、それに署名することができる。
- (4) [写し] 判定者は、身上財産公後見人及び代弁者に対し、無能力証明書の写しが交付されるように確保するものとする。
- (5) [代弁者] 代弁者は、無能力証明の対象者に速やかに面会するものとし、かつ、
  - (a) その対象者に対し、無能力証明書のことを告げ、
  - (b) その対象者に対し、無能力証明書の意味と効果を説明し、
  - (c) その対象者に対し、その者が法定財産後見を拒否する権利を説明し、かつ、
  - (d) その対象者に対し、法定財産後見を拒否したいかどうかについて問うものとする。
- (6) [身上財産公後見人への通知] 代弁者は、身上財産公後見人に対し、面会をしたこと、及び、無能力証明の対象者が法定財産後見を拒否しているかどうかについて、書面により、速やかに通知するものとする。
- (7) [法定財産後見] 身上財産公後見人は、代弁者から、無能力証明の対象者が法定財産後見を拒否していない旨の通知を受けると、ただちに、その対象者の法定財産後見人となる。

#### 第17条 [身上財産公後見人にとって替わるための申立]

- (1) [身上財産公後見人にとって替わるための申立] 無能力者 (an incapable person) が持続的代理権授与状をすでに作成していた場合には、その授与状に基づく代理人は、身上財産公後見人に対し、無能力者の法定財産後見人として身上財産公後見人にとって替わるべく、申立をすることができる。
- (2) [身上財産公後見人にとって替わるための申立] 無能力者の配偶者、パートナー、子、親、兄弟若しくは姉妹は、第1項に基づく代理人と同様に申立をすることができる。

---

(36) 第9条第3項参照。

る。ただし、これらの者は、持続的代理権授与状に基づく代理人が同じく申立をして  
いる場合には、本条に基づき法定財産後見人に選任されないものとする。

- (3) [申立の様式] 申立は、所定の様式によりなされるものとする。
- (4) [管理計画書] 申立は、所定の様式による財産管理計画書 (a management plan for the property) を添付して、これを行うものとする。
- (5) [記述事項] 申立書には、申立人が、申立に先立つ12カ月間、無能力者と個人的交流をもっていたこと、その関係が友好的であること、及び、申立人は、無能力者の財産に関し、すべての義務を履行する意思を有することを示す申立人の記述が含まれるものとする。
- (6) [代理人による申立] 第4項及び第5項は、無能力者の持続的代理権授与状に基づく代理人が申立をする場合であって、その申立書に、持続的代理権授与状の写し、及び持続的代理権授与状にしたがい職務を行う旨の代理人の署名のある保証書 (a written undertaking) が添付されているときには、適用されない。
- (7) [担保] 第2項に掲げる申立人、又はオンタリオ州の住民でない申立人が申立をする場合において、その申立書には、申立人が、身上財産公後見人により承認される方式において、財産の価額に見合う担保を提供することができる証拠、及び、その申立人が法定財産後見人となるときには、かかる担保を提供する旨の申立人による保証書を添付するものとする。
- (8) [担保が必要でない場合] 身上財産公後見人は、財産の価額が50,000ドル<sup>(37)</sup>を超えない場合には、担保の要件を免除することができる。
- (9) [担保が必要でない場合] 裁判所は、申立により、担保の要件の免除、身上財産公後見人により承認される方式以外の方式における担保の提供、又は求められる担保の減額を命じ、かつ、その命令に条件を付することができる。
- (10) [選任証明書] 身上財産公後見人は、
- (a) 第4項が適用され、身上財産公後見人が、申立人は財産を管理するのにふさわしく、かつ、財産管理計画 (the management plan) が相当であると認め、又は
- (b) 身上財産公後見人が、申立人は財産を管理するのにふさわしくないと信じる合理的理由がある場合を除き、申立人が無能力者の持続的代理権授与状に基づく代理人であり、かつ、第6項に基づく保証書を提出している
- 場合において、申立人に対し、申立人を無能力者の法定財産後見人に選任する証明書 (a certificate appointing the applicant as the incapable person's statutory guardian of property) を付与するものとする。

(37) 1カナダドル=83円 (1993年11月現在)。

- (11) [選任証明書] 無能力者の持続的代理権授与状に基づく代理人が第1項に基づき申立をする場合において、身上財産公後見人は、その申立を受理してから30日以内に、申立人を無能力者の法定財産後見人に選任する証明書を付与し、又は拒否するものとする。ただし、身上財産公後見人が、授権者は代理権授与状の作成時に能力をもたなかったと信じる合理的理由がある場合は、この限りでない。
- (12) [選任証明書の効果] 第10項の選任証明書は、法定財産後見人の権限の証拠である。
- (13) [2人以上の法定財産後見人] 身上財産公後見人は、2人若しくはそれ以上の申立人が共同法定財産後見人(joint statutory guardians of property)であり、又は各申立人が財産の特定部分のための後見人である旨を証明することができる。
- (14) [法定財産後見人の義務] 法定財産後見人として身上財産公後見人にとって替わる者は、裁判所により付される条件の制約内において、
  - (a) 第6項に基づき、保証書が提出されていない場合には、財産管理計画にしたがって、
  - (b) 第6項に基づき、保証書が提出されている場合には、その保証書にしたがって、財産を管理するものとする。

#### 第18条 [裁判所による審査]

- (1) [選任証明書の発行拒否] 身上財産公後見人は、第17条第10項に基づき、法定財産後見人のための証明書の発行を拒否する場合には、申立人に対し、書面により、その拒否の理由を示すものとする。
- (2) [裁判所への異議申立] 申立人が、身上財産公後見人に対し、書面により通知をすることにより、証明書の発行拒否を争う場合には、身上財産公後見人は、裁判所に対し、この問題について決定するように申し立てるものとする。
- (3) [裁判所による審査] 裁判所は、申立人が、四圍の状況において、身上財産公後見人にとって替わるべきかどうかを決定するものとする。
- (4) [規準] 第17条第2項に掲げる申立人が発行拒否を争う場合において、裁判所は、無能力者の最近時における希望を突き止めることができるときには、その希望、及び、申立人と無能力者との個人的関係の緊密さを考慮に加えるものとする。
- (5) [命令] 裁判所は、その命令において、法定財産後見人の権能に対し、相当と考える条件を付することができる。

#### 第19条 [法定財産後見人が職務の遂行を止める場合]

- (1) [法定財産後見人が職務の遂行を止める場合] 法定財産後見人が、何らかの理由により、その職務の遂行を止める場合には、身上財産公後見人は、第17条に基づく新たな

な申立、又は第22条に基づく裁判所への申立が処理されるまで、無能力者の法定財産後見人として職務を行うことができる。

- (2) [法定財産後見人が職務の遂行を止める場合] 身上財産公後見人は、無能力者のために財産後見人として職務を行うことが、害を防ぐために必要であると認める場合において、その職務を行うものとする。

## 第20条 [法定財産後見の終了]

- (1) [法定財産後見の終了] 法定財産後見は、第22条に基づき、裁判所が後見人を選任することにより、終了する。
- (2) [法定財産後見の終了] 第15条（精神障害者施設の患者（psychiatric patient）、無能力証明書）に基づいて開始された法定財産後見は、次の場合に終了する。
- 1 財産管理無能力証明書（the certificate of incapacity to manage property）が、精神保健法第56条に基づいて取り消された旨の法定財産後見人への通知<sup>(38)</sup>
  - 2 法定財産後見人が精神保健法第57条第2項に基づく無能力証明書の更新通知書（a notice of continuance）を受け取る場合<sup>(39)</sup>を除き、患者が精神障害者施設を退院した旨の法定財産後見人への通知<sup>(40)</sup>
  - 3 無能力証明書の更新通知書が交付されたときは、患者の退院後6ヶ月を経過したこと
  - 4 同意及び能力審査委員会（the Consent and Capacity Review Board）<sup>(41)</sup>により、精神保健法に基づき、法定財産後見の対象者が財産管理能力を有する旨の裁決

(38) 無能力証明の対象者である患者の担当医は、患者を検査したのち、証明書を取り消すことができる。その場合、施設の責任者は、取消の通知書（a notice of cancellation）を身上財産公後見人に送付するものとする（Mental Health Act, s. 56, amended by Consent and Capacity Statute Law Amendment Act, 1992, s. 20(42)）。

(39) 無能力証明の対象者である患者は、退院前21日以内に担当医により検査を受け、財産管理能力をもたないと判断されるときには、無能力証明書の更新通知書が発行される。施設の責任者は、その通知書を身上財産公後見人に送付するものとする（Mental Health Act, s. 57(1)(2), amended by Consent and Capacity Statute Law Amendment Act, 1992, s. 20(43)）。

(40) 無能力証明書の更新通知の対象者である患者が、精神障害者施設を退院すると、施設の責任者は、退院の通知書を身上財産公後見人に送付するものとする（Mental Health Act, s. 58, amended by Consent and Capacity Statute Law Amendment Act, 1992, s. 20(43)）。

(41) 枢密院における副総督により任命され、任期は3年である。特定の事例は、委員会委員長が指名する3人若しくは5人の委員から成るパネルに付託される。能力が問題となる事例においては、能力評価のための専門家を含むものとする（Consent to Treatment Act, 1992, ss. 35(2)(3), 38(1)(3)）。

が下された場合において、その裁決に対して、抗告訴訟(an appeal)が提起されず、抗告訴訟の出訴期間が満了したこと<sup>(42)</sup>、又は、抗告訴訟が提起されたときには、その最終の決定のとき

- (3) [後見終了の通知] 第16条(能力の判定)に基づいて開始された法定財産後見は、財産後見の対象者から法定財産後見人への通知、又は法定財産後見人から財産後見の対象者及び身上財産公後見人への通知により、終了することができる。
- (4) [代弁者] 法定財産後見人は、法定財産後見の終了通知(a notice of termination)を与え、又はそれを受けると、代弁者に対し、財産後見の対象者に面会するように要請するものとする。
- (5) [申述書] 法定財産後見は、代弁者が財産後見の対象者に面会し、後見の終了通知書の意味を説明し、その対象者がその後見の終了を希望していると認める旨を証明する申述を、身上財産後見人に対し、書面により行うまで、終了しない。

#### 第21条 [通知]

身上財産公後見人は、他の者が法定財産後見人であるにもかかわらず、法定財産後見に関する通知書を受け取った場合には、その通知書が速やかに法定財産後見人に転送されるように確保するものとする。

### 裁判所の選任による財産後見人 (Court-Appointed Guardians of Property)

#### 第22条 [選任の申立]

- (1) [選任の申立] 裁判所は、何人の申立に基づく場合であっても、財産管理能力をもち、その結果、代って決定をする権限を付与される者により決定される必要のある者がいるときには、その者のために、財産後見人(a guardian of property)を選任することができる<sup>(43)</sup>。
- (2) [選任の申立] 第1項に基づく申立は、法定財産後見人がいる場合であっても、これを行うことができる。

---

(42) 無能力証明若しくは無能力証明書の更新通知の対象者である患者は、同意及び能力審査委員会に対し、その財産管理能力について審査を求めることができる(Mental Health Act, s. 60(1), amended by Consent and Capacity Statute Law Amendment Act, 1992, s. 20(44))。同委員会の裁決に対して裁判所へ抗告訴訟が提起される場合には、出訴期間は、患者が裁決書を受け取ってから7日間である(Consent to Treatment Act, 1992, s. 44(1)(2))。

(43) 第20条第1項参照。

(3) [選任不可事由] 裁判所は、

(a) 第 1 項に該当する者が、裁判所により、財産管理能力をもたないと認定される必要がなく、かつ、

(b) 第 1 項に該当する者の決定権に対し、後見人の選任に比べ拘束性の少ない (less restrictive)

代替的行動方式 (an alternative course of action) が存在し、その方式を用いるならば、決定をする必要性が充足されると認める場合には、後見人を選任しないものとする。

### 第23条 [手続]

第 3 章 (手続) は、財産後見人の選任申立に適用される。

### 第24条 [財産後見人]

(1) [財産後見人不適格者] 無能力者に対し、報酬 (compensation) を得て、ヘルスケア、在宅サービス、ソーシャル・サービス、訓練サービス又は援助サービスを提供する者は、無能力者の財産後見人に選任されないものとする。

(2) [適用除外] 第 1 項は、無能力者の配偶者、パートナー、親族 (relative)、又は、次の者に対しては、適用されない。

1 無能力者の身上後見人 (the guardian of the person) <sup>(44)</sup>

2 身上ケアのための代理人 (the attorney for personal care) <sup>(45)</sup>

3 持続的代理権授与状に基づく代理人

(3) [州内住民でない者] オンタリオ州の住民でない者は、裁判所により承認される方式において、財産の価額に見合う担保を提供するのでなければ、財産後見人に選任されないものとする。

(4) [州内住民でない者] 裁判所は、第 3 項に基づく担保の要件の不適用、又は求められる担保の減額を命じ、かつ、その命令に条件を付することができる。

(5) [規準] 裁判所は、第 77 条 (略式処理) に基づいて処理される申立である場合を除き、

(a) 財産後見人となるべき者が、持続的代理権授与状に基づく代理人であるかどうか、

(b) 無能力者の最近時における希望を突き止めることができるときには、その希望、及び

(c) 申立人と無能力者との個人的関係の緊密さ

---

(44) 第 2 章参照。

(45) 第 2 章参照。

を考慮するものとする。

- (6) [2人以上の財産後見人] 裁判所は、2人若しくはそれ以上の者を、その同意を得て、共同財産後見人 (joint guardians of property) に選任し、又は、各財産後見人を、財産の特定部分のための後見人に選任することができる<sup>(46)</sup>。

### 第25条 [財産後見人選任命令]

- (1) [無能力の認定] 財産後見人選任命令 (an order appointing a guardian of property) には、その命令の対象者が、財産管理能力をもたず、その結果、その者に代って決定をする権限を付与される者により決定される必要がある旨の認定が含まれるものとする。
- (2) [財産後見人選任命令の内容] 財産後見人選任命令は、
- (a) 財産後見人に対し、裁判所が相当と考える方式により、かつ、相当と考える金額において、担保を提供するように求め、
  - (b) 選任期間について、裁判所が相当と考える限定をし、
  - (c) 選任について、その他裁判所が相当と考える条件を付することができる。
- (3) [適用除外] 財産後見人が、身上財産公後見人である場合、又は金融及び信託会社法 (Loan and Trust Corporations Act) <sup>(47)</sup>の意義に該当する信託会社である場合には、第2項(a)号は適用されない。

### 第26条 [変更]

- (1) [変更] 裁判所は、何人の申立に基づく場合であっても、財産後見人選任命令を変更し、又は、他の者をもって財産後見人に替えることができる。
- (2) [通知、代弁者] 第69条 (通知書の送付、申立当事者) 及び第76条 (代弁者の面会) は、必要な修正を加えた上で、第1項による変更の申立に適用される。

### 第27条 [緊急の場合における暫定的財産後見人]

- (1) [重大な弊害] 人が、財産を相当程度失うこと、又は、自己若しくはその被扶養者のための生活必需品 (necessities of life) を供与しないことは、本条の目的にとって重大な弊害 (serious adverse effects) <sup>(48)</sup>に該当する。

---

(46) 第57条第4項と対照されたい。

(47) R. S. O. 1990, c. L-25.

(48) 第27条第2項第3項第10項(a)号参照。

- (2) [調査義務] 財産管理能力をもたず、その結果、重大な弊害が現に生じており、又は生じる可能性のある者が存在する旨の通報があった場合において、身上財産公後見人は、その通報について調査するものとする<sup>(49)</sup>。
- (3) [緊急の場合の申立] 身上財産公後見人は、財産管理能力をもたない者が存在し、かつ、重大な弊害を阻止するために、速やかな行動が求められていると信じる合理的理由がある場合において、自らを暫定的財産後見人 (temporary guardian of property) に選任する命令を、裁判所に申し立てるものとする。
- (4) [通知] 第3項に基づく申立の通知書は、裁判所が、事柄の性質及び緊急性にかんがみて、通知を免除する場合を除き、無能力通報の対象者 (the person alleged to be incapable) に対し、送付されるものとする。
- (5) [代弁者] 代弁者は、無能力通報の対象者に対し、申立の通知書が送付された場合において、審理の前に無能力通報の対象者に面会し、その対象者に申立の通知の意味、及び申立に異議を唱える権利について、説明するものとする。
- (6) [暫定的財産後見人選任命令] 裁判所は、命令により、90日を超えない期間、身上財産公後見人を暫定的財産後見人に選任することができる。
- (7) [暫定的財産後見人選任命令] 第6項に基づく命令書には、身上財産公後見人が暫定的財産後見人として有する権能、及びその暫定的財産後見に付される条件が記載されるものとする。
- (8) [命令書の送付] 第6項に基づく命令書は、申立の通知なしに下された場合<sup>(50)</sup>には、できる限り早期に、命令の対象者に対し、送付されるものとし、かつ、代弁者は、命令の対象者に面会し、その対象者に、命令の効果、及び暫定的財産後見の終了を申し立てる権利について説明するものとする。
- (9) [暫定的財産後見の終了、期間の変更] 身上財産公後見人、又は暫定的財産後見の対象者の申立により、裁判所は、暫定的財産後見を終了させ、又はその期間を短縮若しくは延長することができる。
- (10) [申立をしない場合の義務] 身上財産公後見人は、本条に基づき調査をし、かつ、第3項に基づく申立をしない旨の決定をする場合には、その調査中に収集した一切の情報を廃棄するものとし、かつ、無能力通報の対象者に対し、
- (a) その対象者が、財産管理能力をもたず、その結果、重大な弊害が現に生じており、若しくは生じる可能性がある旨の通報がなされ、
- (b) この法律により求められるところにしたがい、身上財産公後見人が、その通報について調査し、かつ、暫定的財産後見のための申立をしない旨の決定をし、並びに

---

(49) 第82条第1項参照。

(50) 第27条第4項参照。

(c) 身上財産公後見人が、その調査中に収集した一切の情報をすでに廃棄したことを通知するものとする。

#### 第28条 [財産後見の終了申立]

裁判所は、何人の申立に基づく場合であっても、第22条に基づき開始された財産後見を終了させることができる<sup>(51)</sup>。

#### 第29条 [財産後見人の権能の停止]

財産後見又は暫定的財産後見を終了させるための申立がなされると、裁判所は、訴訟係属後の申立により、財産後見人又は暫定的財産後見人の権能を停止させることができる。

#### 第30条 [手続]

第3章(手続)は、財産後見の終了申立に適用される。

## 財産管理

#### 第31条 [財産後見人の権能]

- (1) [財産後見人の権能] 財産後見人は、財産に関し、遺言の作成を除き、無能力者が能力を有するならば自らなしうるのであろうすべてのことを、無能力者に代って、行う権能を有する。
- (2) [財産後見人の権能] 無能力者に属する財産を保管又は管理する者は、
  - (a) 無能力者の財産後見人に対し、その者が求める財産に関する情報であって、財産を保管又は管理する者が知っている情報を提供し、かつ、
  - (b) 無能力者の財産後見人が求める場合には、その者に財産を引き渡すものとする。
- (3) [財産後見人の権能] 財産後見人の権能は、この法律の適用を受けると同時に、裁判所により付される条件に服する。

#### 第32条 [財産後見人の義務]

- (1) [財産後見人の義務] 財産後見人は、無能力者のために、注意深く、清廉潔白かつ

---

(51) その他、第42条第8項(d)号に基づき、裁判所が財産後見の終了命令を下す場合がある。

誠実に、その権能を行使し、義務を履行するものとされる受託者 (a fiduciary) である<sup>(52)</sup>。

- (2) [説明] 財産後見人は、無能力者に対し、財産後見人の権能及び義務の内容を説明するものとする。
- (3) [決定への参加] 財産後見人は、財産に関するその者の決定に対し、無能力者が自己の能力を最大限活用し、参加するように勧奨するものとする。
- (4) [家族及び友人] 財産後見人は、無能力者と無能力者を支援する家族及び友人との間で恒常的な個人的交流を育むように努めるものとする。
- (5) [相談] 財産後見人は、
  - (a) 無能力者を支援する家族及び友人であって、無能力者と恒常的に個人的交流がある者、及び
  - (b) 無能力者に身上ケアを提供する者と、随時、相談するものとする。
- (6) [計算書] 財産後見人は、財産に係るすべての取引の計算書を保管するものとする。
- (7) [ケアの基準] 財産管理について報酬を受けない財産後見人は、通常の慎重さをそなえる者が自己の諸事を処理するに当って行使するであろう程度のケア、注意力及び技能を行使するものとする。
- (8) [ケアの基準] 財産管理について報酬を受ける財産後見人は、他人の財産の管理を業とする者が行使することを求められる程度のケア、注意力及び技能を行使するものとする。
- (9) [身上財産公後見人] 第 8 項は、身上財産公後見人に適用がある。
- (10) [財産管理計画、身上財産公後見人の政策] 身上財産公後見人でない財産後見人は、財産のために策定された管理計画にしたがい、又は身上財産公後見人である財産後見人は、身上財産公後見人の政策にしたがい、職務を行うものとする。
- (11) [財産管理計画の修正] 財産管理計画がある場合において、その計画は、身上財産公後見人の承認を得て、適宜、修正することができる。
- (12) [受託者法の適用] 受託者法 (Trustee Act)<sup>(53)</sup> は、財産後見人の権能の行使又はその義務の履行に対して、適用されない。

### 第33条 [財産後見人の責任]

- (1) [財産後見人の責任] 財産後見人は、その義務違反から生じる損害について責任を

(52) 第66条第1項と対照されたい。

(53) R. S. O. 1990, c. T-23.

負う<sup>(54)</sup>。

- (2) [財産後見人の責任] 裁判所は、義務に違反した財産後見人が、その違反にかかわらず、誠実かつ合理的に、注意深く職務を行ったと認める場合には、財産後見人の責任の全部又は一部を免除することができる。

### 第34条 [取引の完了行為]

財産後見人は、無能力者が無能力となる前に行った取引を完了させる権能を有する。

### 第35条 [身上財産公後見人、遺言執行者の権能]

身上財産公後見人が無能力者の財産後見人である場合において、その無能力者が死亡すると、身上財産公後見人は、他の者が人格代表者 (personal representative) に選任される旨の通知がなされるまでの間、債務の支払及び残余遺産の分配のために無能力者の財産を信託に基づき保有する遺言執行者の権能を行使することができる。

### 第36条 [売却代金]

遺贈撤回の原則 (the doctrine of ademption) は、この法律に基づき財産後見人が処分する財産に対して、適用されない。その財産について権益を取得するはずであった者は、取得するはずであった権益に相当するものを、その売却代金から取得する。

### 第37条 [出捐に関する指導原理]

- (1) [必要な出捐] 財産後見人は、無能力者の財産の中から、次の出捐をするものとする。
- 1 無能力者の扶養、教育及びケアのために合理的に必要とされる出捐
  - 2 無能力者の被扶養者の扶養、教育及びケアのために合理的に必要とされる出捐
  - 3 その他無能力者が負う法的責務を果たすために必要とされる出捐
- (2) [指導原理] 第1項に基づく出捐に対して、次の原則が適用される。
- 1 財産の価値、無能力者及びその被扶養者がなじんだ生活水準、並びにその他の法的責務の性質が考慮に入れられるものとする。
  - 2 第1項第2号に基づく出捐は、第1号に基づく出捐をしたのち、その財産に十分余りがあり、かつ、将来も同様であろう場合においてのみ、これを行うことができる。
  - 3 第1項第3号に基づく出捐は、第1号及び第2号に基づく出捐をしたのち、その財産に十分余りがあり、かつ、将来も同様であろう場合においてのみ、これを行うことができる。

---

(54) 第66条第19項と対照されたい。

- (3) [選択的出捐] 財産後見人は、無能力者の財産の中から、次の出捐をすることができる。
- 1 無能力者の友人及び親族に対する贈与又は貸付
  - 2 公益目的の寄付
- (4) [指導原理] 第3項に基づく出捐に対して、次の原則が適用される。
- 1 第3項に基づく出捐は、第1項の要件を充足したのち、その財産に十分余りがあり、かつ、将来も同様であろう場合においてのみ、これを行うことができる。
  - 2 無能力者の友人又は親族に対する贈与又は貸付は、無能力者が無能力となる前に表明していた意思に基づき、無能力者が能力を有するならばそうするであろうと信じる理由がある場合においてのみ、これを行うことができる。
  - 3 公益目的の寄付は、次の場合に限り、行うことができる。
    - i 無能力者が無能力となる前に代理権授与状を作成しており、その授与状において、公益目的の寄付をする権限を付与していた場合
    - ii 無能力者が能力を有していたときに、類似の出捐をした証拠がある場合
  - 4 無能力者が無能力となる前に代理権授与状を作成しており、その授与状に、友人若しくは親族に対する贈与若しくは貸付、又は公益目的の寄付をすることに関する指示が含まれる場合において、第1号、第5号及び第6号の制約内において、その指示にしたがうものとする。
  - 5 無能力者の友人若しくは親族に対する贈与若しくは貸付、又は公益目的の寄付は、無能力者が反対の希望を表明している場合には、これをしないものとする。
  - 6 公益目的の寄付の金額又は価額は、合算して、
    - i その寄付がなされる年次において、無能力者の財産から生じる収益の20パーセント、及び
    - ii 無能力者が無能力となる前に代理権授与状を作成していた場合には、その授与状において定められた公益目的の寄付の全額又は価額の上限を越えないものとする。
- (5) [公益目的の寄付の増額] 裁判所は、財産後見人の申立に基づき、財産後見人に対し、第4項第6号に違反する公益目的の寄付をする権限を与えることができる。
- (6) [無能力者のための出捐] 本条に基づく出捐は、無能力者の利益のためになされるとみなされるものとする。

### 第38条 [持続的代理権授与状に基づく代理人]

第10項及び第11項を除く第32条、及び第33条から第37条は、持続的代理権の授権者が財産管理能力をもたない場合、又は、その代理人が授権者は財産管理能力をもたない

信じる合理的理由がある場合には、必要な修正を加えた上で、持続的代理権授与状に基づき職務を行う代理人に対して、適用される。

### 第39条 [指示を求める申立]

- (1) [指示を求める申立] 財産後見人、又は持続的代理権授与状に基づく代理人は、財産の管理に当って生じるあらゆる問題について、裁判所の指示を求める申立をすることができる。
- (2) [指示を求める申立] 無能力者、その被扶養者、無能力者の身上後見人、身上ケアのための代理人<sup>(45)</sup>、身上財産公後見人、又は、その他裁判所の許可を得たすべての者は、財産の管理に当って生じるあらゆる問題について、裁判所に対し、財産後見人又は持続的代理権授与状に基づく代理人への指示を求める申立をすることができる。
- (3) [命令] 裁判所は、無能力者及びその被扶養者の利益になり、かつ、この法律に適合すると考える指示を、命令により、与えることができる。
- (4) [命令の変更] 第3項により命令が下されたのち、第1項又は第2項に掲げる者がさらに申立をした場合において、裁判所は、その申立に基づき、第3項による命令を変更することができる。

### 第40条 [報酬]

- (1) [報酬] 財産後見人、又は持続的代理権授与状に基づく代理人は、所定の手数料一覧にしたがい、無能力者の財産の中から、歴年単位で報酬を受け取ることができる。
- (2) [報酬] 第1項の報酬は、毎月、4半期毎、又は年に一回、受け取ることができる。
- (3) [報酬] 第1項に掲げる財産後見人、又は持続的代理権授与状に基づく代理人は、第41条第3項に掲げる者であって、無能力者を除く者が同意する場合には、仮払いとしての報酬、又は所定の手数料一覧が認める額を超える報酬を受け取ることができる。
- (4) [代理権授与状の効果] 無能力者が作成した持続的代理権授与状に報酬に関する定めが含まれており、
  - (a) 持続的代理権授与状に基づく代理人がその報酬を受け取っており、又は
  - (b) 持続的代理権授与状に基づき無能力者の代理人であった財産後見人がその報酬を受け取っている場合には、第1項から第3項の規定は、持続的代理権授与状の報酬に関する定めの特約を受ける。

### 第41条 [年次財務報告書]

- (1) [年次財務報告書] 財産後見人は、毎年12月31日現在の財務報告書 (financial state-

ment) を作成するものとし、その財務報告書においては次の事項が明らかにされるものとする。

- (a) 当該年度初日における資産
  - (b) 当該年度末日における資産
  - (c) 資本に関する収入及び支出
  - (d) 収益に関する収入及び支出
  - (e) 財産後見人が提供した労務、及び
  - (f) 報酬を受け取った場合には、その額
- (2) [作成時期] 財務報告書は、当該財務報告書に係る年度末に直続する 4 月 30 日まで作成するものとする。
- (3) [請求に基づく財務報告書の交付] 財産後見人は、請求に基づき、次の者に財務報告書の写しを交付するものとする。
- 1 無能力者
  - 2 無能力者の身上後見人又は身上ケアのための代理人
  - 3 財産後見人が身上財産公後見人である場合において、第 17 条に基づき、財産後見人として身上財産公後見人に取って替わるべく申し立てることができる者
  - 4 財産後見人でない身上財産公後見人
- (4) [明細] 財務報告書の写しを交付された者は、請求に基づき、重ねてその財務報告に関する明細を求める権利を有する。

#### 第 42 条 [計算書の承認]

- (1) [計算書の承認] 裁判所は、申立に基づき、持続的代理権授与状に基づく代理人<sup>(55)</sup>、又は財産後見人に対し、その者が保管する計算書<sup>(56)</sup>の全部若しくは特定部分の承認を受けるように、命じることができる。
- (2) [代理人の計算書] 持続的代理権授与状に基づく代理人、授権者、又は第 4 項に掲げる者は、代理人の計算書の承認を申し立てることができる。
- (3) [後見人の計算書] 財産後見人、無能力者、又は第 4 項に掲げる者は、財産後見人の計算書の承認を申し立てることができる。
- (4) [その他の申立権者] 前 2 項に掲げる者のほか、次の者が、計算書の承認を申し立てることができる。
- 1 授権者又は無能力者の身上後見人若しくは身上ケアのための代理人
  - 2 授権者又は無能力者の被扶養者

(55) 第 38 条により第 32 条第 6 項の適用を受ける。

(56) 第 32 条第 6 項参照。

- 3 身上財産公後見人
  - 4 公的後見人 (the Official Guardian) <sup>(57)</sup>
  - 5 授権者又は無能力者の判決債権者
  - 6 その他裁判所の許可を得た者
- (5) [訴訟当事者としての身上財産公後見人] 身上財産公後見人が原告又は被告である場合において、裁判所は、計算書の承認の申立が不真面目な (frivolous) 動機に基づき、若しくはいやがらせによる (vexatious) と認めるのでなければ、その申立を認容するものとする。
- (6) [計算書の提出] 計算書は、裁判所事務局 (the court office) に提出されるものとし、計算書の承認手続は、遺言執行者及び遺産管理人の計算書の承認における場合と同一であり、かつ、その場合と同一の効力を生じる。
- (7) [裁判所の権能] 裁判所は、持続的代理権授与状に基づく代理人の計算書の承認を求める申立がなされる場合において、訴訟係属後の申立により、又は職権で、
- (a) 身上財産公後見人に対し、財産後見の申立をするように指示し、
  - (b) 本条による申立の審理中、代理人の権能を停止し、
  - (c) 本条による申立の審理中、身上財産公後見人又はその他の者を、財産後見人としての職務を行わせるために選任し、
  - (d) 第79条に基づき、持続的代理権の授権者の能力について決定するために、授権者の判定 (assessment) を命じ、又は
  - (e) 持続的代理権の消滅<sup>(58)</sup>を命じることができる。
- (8) [裁判所の権能] 裁判所は、財産後見人の計算書の承認を求める申立がなされる場合において、訴訟係属後の申立により、又は職権で、
- (a) 提供された労務の価値に応じて、財産後見人の報酬の額<sup>(59)</sup>を調整し、
  - (b) 本条による申立の審理中、財産後見を停止し、
  - (c) 本条による申立の審理中、身上財産公後見人又はその他の者を、財産後見人としての職務を行わせるために選任し、又は
  - (d) 財産後見の終了<sup>(60)</sup>を命じる

---

(57) 10年以上弁護士資格を有する者の中から、枢密院における副総督により任命される。未成年者、法律又は裁判所規則により定められる者、及び裁判所により命じられるその他の者の訴訟後見人 (litigation guardian) としての職務を行うものとされる (Courts of Justice Act, s. 89)。

(58) 第12条第1項参照。

(59) 第40条参照。

(60) 第28条参照。

ことができる。

## 第 2 章

### 身上

#### 一般規定

##### 第43条 [本章の適用]

本章は、16歳以上の者に代ってする決定に対して、適用がある<sup>(61)</sup>。

##### 第44条 [年齢]

本章に基づき、他の者に代って決定権を行使する者は、16歳以上でなければならない<sup>(62)</sup>。

##### 第45条 [身上ケア能力の欠缺]

自己のヘルスケア、栄養摂取、宿所、衣服、衛生、若しくは安全に関する決定をするに当り、その決定に関連する情報を理解することができず、又はその決定をすること若しくははしないことから生じる合理的に予見可能な結果を認識することができない者は、身上ケア能力をもたない者である。

#### 身上ケアのための代理権授与

##### 第46条 [身上ケアのための代理権授与]

- (1) [身上ケアのための代理権授与] 身上ケアのための代理権授与状は、代理人に指名される者に対して、身上ケアに関し、授権者に代って決定をする権限を与えることができる。
- (2) [代理人としての身上財産公後見人] 身上ケアのための代理権授与状は、身上財産公後見人を、その同意を得て、代理人に指名することができる。
- (3) [代理人欠格事由] 授権者の配偶者、パートナー又は親族を除き、

---

(61) 第 4 条と対照されたい。

(62) 第 5 条と対照されたい。

- (a) 授権者に対し、報酬を得て、ヘルスクエアを提供する者、又は
- (b) 授権者に対し、報酬を得て、在宅サービス、ソーシャル・サービス、訓練サービス、代弁サービス若しくは援助サービスを提供する者
- は、身上ケアのための代理権授与状に基づく代理人として職務を行うことができない<sup>(63)</sup>。
- (4) [2人以上の代理人] 身上ケアのための代理権授与状において、2人以上の者が代理人に指名されるときには、その代理権授与状に別段の定めがある場合を除き、2人以上の代理人は共同して職務を行うものとする。
- (5) [共同代理人の死亡等] 身上ケアのための代理権授与状に基づき、2人以上の代理人が共同して職務を行う場合において、そのうちの1人が死亡し、無能力となり、又は辞任するときには、その代理権授与状に別段の定めがある場合を除き、その者以外の1人若しくはそれ以上の代理人が職務を行う権限を有する。
- (6) [条件及び制限] 身上ケアのための代理権授与状は、本章の適用を受けると同時に、その代理権授与状に含まれ、かつ、この法律に適合する条件及び制限に服する。
- (7) [指示] 身上ケアのための代理権授与状には、代理人がする権限を与えられる決定に関する指示を含めることができる。
- (8) [治療についての指示] 身上ケアのための代理権授与状が、1992年治療同意法(Consent to Treatment Act, 1992)の適用がある治療<sup>(64)</sup>について、授権者に代って同意を与え、又はこれを拒む権限を代理人に与えている場合において、その代理人に対し、特定の状況における特定の種類の治療について同意を与え、又はこれを拒むように指示することができる。
- (9) [様式] 身上ケアのための代理権授与状は、所定の様式によることができる。
- (10) [全面的効力付与前の権限] 第49条又は第50条に基づき、身上ケアのための代理権授与状に全面的効力が付与される(validate)のでない場合において、
- (a) 代理人には、授権者は身上ケアに関する決定をする能力をもたないと信じる合理的理由があり、
- (b) 代理人が、授権者に対し、
- (i) かかる決定をする必要性
- (ii) 代理人がしようとしている決定、及び
- (iii) 代理人がしようとしている決定に対し、授権者が異議を表明する権利について説明し、かつ、

---

(63) 第57条第1項第2項と対照されたい。

(64) 治療、予防、緩和、診断、美容その他保健に関する目的のために、保健従事者(health practitioners)が行う治療をいう(ss. 1, 2)。

(c) 授権者が、(b)号により必要とされる説明を受けた後、その決定に異議を表明しない

ときには、代理権授与状は、その授与状に別段の定めがある場合を除き、代理人に対し、授権者の身上ケアに関する決定権を与える効力をもつ。

(11) [異議を退ける権限] 1992年治療同意法第17条第1項第2号<sup>(65)</sup>の目的のためである場合を除き、身上ケアのための代理権授与状は、

(a) 第49条又は第50条に基づき全面的効力が付与されており、又は

(b) 第50条に基づき登録のために受理されており、かつ、同条に基づき身上ケアに関する決定権を与えられている

のでなければ、代理人に対し、授権者が異議を表明している身上ケアに関する決定権を与える効力をもたない。

(12) [判定者の優先順位] 授権者は、身上ケアのための代理権授与状において、身上ケア能力が争点とされるときに、その能力を判定する複数の判定者を指名し、又はその複数の判定者の種別を記述することができる<sup>(66)</sup>。

#### 第47条 [身上ケアのための代理権授与能力]

(1) [身上ケアのための代理権授与能力] 身上ケアのための代理権は、

(a) 代理人に指名されようとする者が、授権者の福祉に純粋に関心を有するかどうかを理解する能力を有し、かつ、

(b) 授権者は、代理人に指名されようとする者に授権者のための決定をさせる必要が生じうることを認識している

者が、これを授与することができる。

(2) [効力] 身上ケアのための代理権授与状は、授権者がその授与状を作成したときに、身上ケアのための代理権を授与する能力を有する場合には、その授権者が身上ケア能力をもたない場合であっても、有効である。

(3) [取消能力] 身上ケアのための代理権を授与する能力を有する者は、その代理権を取り消す能力を有する。

(4) [指示を与える能力] 代理人がする権限を与えられる決定に関し、身上ケアのための代理権授与状に含まれる指示は、授権者が、その代理権授与状を作成したときに、

---

(65) 保健従事者が、治療を施す者にその治療を理解する能力がないと考えるときは、治療同意権を付与する身上ケアのための代理権授与状が、全面的効力を付与されていない場合であっても、その代理権授与状に基づく身上ケアのための代理人が、その治療に同意を与え、又はこれを拒むことができる。

(66) 第54条参照。

その決定をする能力を有していた場合には、有効である。

#### 第48条 [代理権授与状の作成]

- (1) [代理権授与状の作成] 身上ケアのための代理権授与状は、第3項に掲げる方法で、2人の証人の前で作成されるものとする。
- (2) [証人不適格者] 第10条第2項に掲げる者は、証人となることができない。
- (3) [証人による記載] 証人は、授権者が、身上ケアのための代理権授与状を授与する能力をもたず、又はその代理権授与状に含まれる指示に関し、決定をする能力をもたないと信じる理由がない場合には、それぞれ証人として、その代理権授与状に署名するものとする。
- (4) [要件違反の効果] 本条第1項から第3項に適合しない代理権授与状には、効力がない。ただし、裁判所は、何人の申立に基づく場合であっても、その代理権授与状が発効している旨を宣言することが、授権者の利益にかなうと認めるときには、発効している旨を宣言することができる<sup>(67)</sup>。

#### 第49条 [全面的効力の付与]

- (1) [全面的効力の付与申立] 身上ケアのための代理権授与状に基づく代理人は、身上財産公後見人に対し、その代理権授与状に全面的効力を付与するように申し立てることができる。
- (2) [提出書類] 第1項に基づく申立は、
  - (a) 代理権授与状の写し
  - (b) 2人の判定者が所定の様式により作成した2通の申述書であって、
    - (i) その判定者が授権者の能力を判定した旨を記し、
    - (ii) その判定者は、授権者が第45条に記載される諸機能、又はそのうちの1つ若しくはそれ以上について能力をもたないという意見を有する旨を記し、
    - (iii) その能力の欠缺の性質と程度を特定し、かつ、
    - (iv) その判定者の意見の基礎となる事実を明らかにする文書、及び
  - (c) 所定の様式による後見計画書 (a guardianship plan) を添付して、これを行うものとする。
- (3) [身上財産公後見人が代理人である場合における全面的効力の付与] 身上財産公後見人が代理人であり<sup>(68)</sup>、かつ、身上ケアのための代理権授与状に全面的効力を付与し

(67) 第10条第4項と対照されたい。

(68) 第46条第2項参照。

たい場合において、身上財産公後見人は、その代理権授与状の写し、及び 2 人の判定者が作成した所定の様式による文書であって、それぞれ第 2 項(b)号(i)から(iv)の要件を充足する申述書を、身上財産公後見人の事務所においてファイルに綴じ込むものとする。

- (4) [代弁者] 身上財産公後見人の要請により、代弁者は、授権者に速やかに面会するものとし、かつ、
- (a) 授権者に対し、身上ケアのための代理権授与状に全面的効力が付与されようとしていること、及び 2 人の判定者が作成した申述書について通知するものとし、
- (b) 授権者に対し、代理権授与状に全面的効力が付与される場合において、代理人が有することになる権能について説明し、かつ、
- (c) 授権者に対し、代理権授与状の全面的効力の付与 (the validation) に異議を唱える権利について説明するものとする。
- (5) [身上財産公後見人への通知] 代弁者は、身上財産公後見人に対し、授権者に面会したこと、及び授権者が身上ケアのための代理権授与状に対する全面的効力の付与に異議を唱えているかどうかを、書面により、速やかに通知するものとする。
- (6) [身上財産公後見人による全面的効力の付与] 身上財産公後見人は、代弁者から、授権者が身上ケアのための代理権授与状の全面的効力の付与に異議を唱えていない旨の通知を受ける場合に限り、代理権授与状に全面的効力を付与させることができる。
- (7) [証明書] 身上財産公後見人は、代弁者から、授権者が身上ケアのための代理権授与状の全面的効力の付与に異議を唱えていない旨の通知を受けると、ただちに、代理人に対し、証明書を発行することにより、代理権授与状に全面的効力を付与することができる。
- (8) [代理人の権限の範囲] 第 7 項に掲げる証明書には、申述書を作成した 2 人の判定者の意見によれば、授権者は、第 45 条に掲げる諸機能のうち、いずれの機能について能力をもたないかが記述されるものとし、かつ、代理権授与状は、授権者が能力をもたない機能に対応する代理権についてののみ、その効力が付与される。
- (9) [証明書の効果] 第 7 項の証明書は、代理人の権限の証拠である。
- (10) [全面的効力の付与に対する拒絶] 身上財産公後見人が身上ケアのための代理権授与状の全面的効力の付与を拒み、かつ、代理人がその付与の拒絶を争う場合には、身上財産公後見人は、裁判所に対し、この問題について決定するように申し立てるものとする。
- (11) [裁判所命令による全面的効力の付与] 裁判所は、身上ケアのための代理権授与状の全面的効力の付与命令 (an order validating the power of attorney) を下すこと

ができる。

#### 第50条 [簡略化手続による全面的効力の付与]

- (1) [簡略化手続による全面的効力の付与] 身上ケアのための代理権授与状は、本条に基づき、身上財産公後見人により登録のために受理された場合には、本条に基づき全面的効力を付与されることができる。
- (2) [代理権授与状の内容] 第3項の制約内において、身上ケアのための代理権授与状は、次の権能及び義務のうち、1つ又はそれ以上について定めることができる。
  - 1 代理人は、代理権授与状に記載された状況において、授権者の判定を、単独の判定者に行わせるものとする。
  - 2 授権者の判定をする単独の判定者は、代理権授与状に記載された諸要素を考慮するものとする。
  - 3 代理権授与状に記載された状況において、かつ、代理権授与状に含まれる条件、制限及び指示の制約内において、代理人、及び代理人の指示に基づくその他の者は、前2号の判定者による授権者の判定を可能にするために、四囲の状況において必要かつ合理的である強制力を行使することができる。
  - 4 代理権授与状が全面的効力を付与され、かつ、代理権授与状に含まれる条件、制限及び指示を遵守する場合において、代理人、及び代理人の指示に基づくその他の者は、授権者をケア又は治療のための場所へ連行し、ケア又は治療の間、授権者をその場所に引き留め、かつ、拘束する目的のために、四囲の状況において必要かつ合理的である強制力を行使することができる。
- (3) [権能の行使又は義務の履行] 第2項に掲げる権能又は義務は、本条に基づき、身上ケアのための代理権授与状が登録のために受理されるのでなければ、行使又は履行されない。
- (4) [権能の行使又は義務の履行] 第3項の制約内において、第2項第1号から第3号に掲げる権能又は義務は、身上ケアのための代理権授与状に全面的効力が付与される前又は後において、行使又は履行することができる。
- (5) [登録の申立] 授権者、又は身上ケアのための代理権授与状に基づく代理人は、身上財産公後見人に対し、代理権の登録を申し立てることができる。
- (6) [提出書類] 第5項の申立は、身上ケアのための代理権授与状の写し、及び単独の判定者が作成した所定の様式による文書であって、
  - (a) 代理権授与状が作成された後で、その単独の判定者が授権者の能力を判定した旨を記し、
  - (b) その判定時において、授権者は、身上ケア能力を有しており、かつ、代理権授与

状の効果を理解していた旨の判定者の意見を申述し、並びに

- (c) 前号の判定者の意見の基礎となる事実を明らかにする  
申述書を添付して、これを行うものとする。
- (7) [代弁者への通知] 身上財産公後見人は、第5項の申立を受理すると、代弁者に対し、申立書、身上ケアのための代理権授与状及び判定者の申述書の写しを送付するものとする。
- (8) [代弁者の面会] 代弁者は、速やかに授権者に面会するものとし、かつ、授権者に対し、
- (a) 本条に基づき身上ケアのための代理権授与状が全面的効力を付与される場合の状況、及び、本条に基づき代理権授与状が全面的効力を付与される場合において、代理人が有することになる権能
- (b) 代理権授与状は、全面的効力を付与される前にどのように取り消すことができるか、及び、全面的効力が付与された後にどのように取り消すことができるか、並びに
- (c) 代理権授与状は、授権者が登録のために受理されることを望む場合を除き、登録のために受理されないこと  
について説明するものとする。
- (9) [身上財産公後見人への通知] 代弁者は、身上財産公後見人に対し、授権者に面会したこと、及び、授権者が身上ケアのための代理権授与状が登録のために受理されることを望んでいるかどうかを、書面により速やかに通知するものとする。
- (10) [登録のための受理] 身上財産公後見人は、代弁者から、授権者が身上ケアのための代理権授与状が登録のために受理されることを望んでいる旨の通知を受けると、ただちに、登録のためにその代理権授与状を受理するものとする。
- (11) [受理の通知] 身上財産公後見人は、登録のために身上ケアのための代理権授与状を受理すると速やかに授権者及び代理人に通知するものとし、かつ、代理人に対し、登録のために代理権授与状を受理した旨の証明書を添付して、代理権授与状の写しを交付するものとする。
- (12) [判定者による全面的効力の付与] 登録のために受理された身上ケアのための代理権授与状は、単独の判定者が、所定の様式により、
- (a)(i) その判定者は、授権者が第45条に記載された諸機能、又はそのうちの1つ若しくはそれ以上について能力をもたないという意見を有する旨を記し、
- (ii) その能力の欠缺の性質と程度を特定し、かつ、
- (iii) その判定者の意見の基礎となる事実を明らかにする  
申述書を作成し、かつ、

- (b) 代理人に対し、本項(a)号に掲げる申述書の写しを交付する場合において、全面的効力が付与される。
- (13) [代理人の権限] 本条に基づき、身上ケアのための代理権授与状は、第45条に掲げる諸機能のうち、判定者の意見によれば、授権者が能力をもたないと見られる機能に対応する代理権についてのみ、全面的効力が付与される。
- (14) [身上財産公後見人への通知] 本条に基づき身上ケアのための代理権授与状が、全面的効力を付与される場合において、代理人は、速やかに、
- (a) 身上財産公後見人に対し、判定者の申述書の写しを送付し、かつ、
- (b) 身上財産公後見人に対し、所定の様式による後見計画書を提出するものとする。
- (15) [手続進行中の権限] 代理人は、第14項のすべての手続が完了していない場合であっても、本条により全面的効力が付与された身上ケアのための代理権授与状に基づき、職務を行うことができる。
- (16) [証明書] 代理人が第14項の手続を完了する場合において、身上財産公後見人は、代理人に対し、授権者は、第12項に基づき申述書を作成した判定者の意見によれば、第45条に掲げる諸機能について、能力をもたない旨の証明書を発行するものとする。
- (17) [証明書の効果] 第16項の証明書は、代理人の権限の証拠である。
- (18) [強制力の行使] 代理人、警察サービス委員会 (police service board)、警察官又はその他の者が、第2項第3号又は第4号により権限を付与される強制力を行使した場合において、そのことを理由として、それらの者又は機関を訴えることはできない。

### 第51条 [全面的効力付与後の判定]

- (1) [全面的効力付与後の判定] 代理人は、身上ケアのための代理権授与状が全面的に効力を付与された後、
- (a) 授権者が請求する場合
- (b) 代理人が、授権者は身上ケア能力を有すると信じる場合には、単独の判定者により授権者を判定させるものとする。
- (2) [制限] 代理人は、第1項(a)号に基づく請求前6カ月内に、すでに判定が行われていた場合には、同号に基づく請求により判定させることを求められない。
- (3) [判定者による全面的効力の終了] 全面的効力が付与された身上ケアのための代理権授与状は、単独の判定者が、所定の様式により、
- (a)(i) その判定者は、授権者が身上ケア能力を有するという意見を有する旨を記し、
- (ii) その判定者の意見の基礎となる事実を明らかにする申述書を作成し、かつ、

- (b) 代理人に対し、本項(a)号に掲げる申述書の写しを交付する場合において、その効力を失う。
- (4) [身上財産公後見人への通知] 第3項に基づき身上ケアのための代理権授与状が効力を失う場合において、代理人は、速やかに、身上財産公後見人に対し、判定者の申述書の写しを送付するものとする。
- (5) [失効後における全面的効力の付与] 第3項に基づき効力を失った身上ケアのための代理権授与状は、第49条に基づき、又は第50条に基づき登録のために受理された場合において、同条に基づき、再び全面的効力を付与されることができる。

### 第52条 [代理人の辞任]

身上ケアのための代理権授与状に基づく代理人は、辞任することができる。ただし、代理人が、その代理権授与状に基づき、すでに職務を行っていた場合には、辞任は、

- (a) 授権者
- (b) 代理権授与状に基づくその他すべての代理人
- (c) 代理人の辞任に際し、他の者をもってその代理人に替える旨が代理権授与状に定められているときには、その代理権授与状により、その代理人に替わる者として指名された者、及び
- (d) 第49条若しくは第50条に基づき、代理権授与状に全面的効力が付与されたとき、又は、第50条に基づき、授与状が登録のために受理されたときは、身上財産公後見人に対し、辞任状の写しを交付するまで、その効力を生じない。

### 第53条 [消滅]

- (1) [消滅] 身上ケアのための代理権は、
- (a)(i) 第46条第5項に基づき、別の代理人に職務を行う権限が与えられ、又は
- (ii) その代理権授与状に、他の者をもって、辞任若しくは死亡し、又は無能力となる代理人に替える旨が定められており、その代理人に替わる者が職務を行うことができ、かつ、職務を行う意思を有する場合を除き、代理人が死亡し、無能力となり、又は辞任する場合
- (b) 第55条に基づき、裁判所が、授権者のために身上後見人を選任する場合
- (c) 既存の代理権授与状に全面的効力が付与されている場合を除き、授権者が、新たに身上ケアのための代理権授与状を作成する場合
- (d) 身上ケアのための代理権授与状が取り消される場合において、消滅する。
- (2) [取消状の作成] 取消は書面によりなされるものとし、かつ、身上ケアのための代

理権授与状と同一の方法で作成されるものとする<sup>(69)</sup>。

- (3) [全面的効力付与後の取消] 全面的効力が付与された身上ケアのための代理権授与状は、身上財産公後見人に対し、
- (a) 第2項にしたがう取消状、及び
  - (b) 単独の判定者が作成した所定の様式による文書であって、
    - (i) 取消状が作成された日に先立つ30日、又はその日から30日以内に、その判定者が授権者の能力を判定した旨を記し、
    - (ii) その判定時において、授権者は身上ケア能力を有していた旨のその判定者の意見を申述し、かつ、
    - (iii) その判定者の意見の基礎となる事実を明らかにする申述書を提出することによってのみ、取り消すことができる。

#### 第54条 [判定をする者]

第49条、第50条、第51条又は第53条の目的のための判定は、身上ケアのための代理権授与状において先順位の判定者 (preferred assessor) として指名若しくは指定された者<sup>(70)</sup>が行い、その代理権授与状に先順位の判定者が指名若しくは指定されていない場合、又は先順位の判定者が判定することができず、かつ、そうする意思をもたない場合には、誰であれ、その他の判定者がこれを行うものとする。

### 裁判所の選任による身上後見人 (Court-Appointed Guardians of the Person)

#### 第55条 [選任の申立]

- (1) [選任の申立] 裁判所は、何人の申立に基づく場合であっても、身上ケア能力をもたず、その結果、代って決定をする権限を付与される者により決定される必要のある者がいるときには、その者のために、身上後見人 (a guardian of the person) を選任することができる。
- (2) [選任不可事由] 裁判所は、
- (a) 第1項に該当する者が、裁判所により、身上ケア能力をもたないと認定される必要がなく、かつ、
  - (b) 第1項に該当する者の決定権に対し、後見人の選任に比べ拘束性の少ない

---

(69) 第47条第3項参照。

(70) 第46条第12項参照。

代替的行動方式が存在し、その方式を用いるならば、決定をする必要性が充足されると認める場合には、後見人を選任しないものとする。

### 第56条〔手続〕

第3章（手続）は、身上後見人の選任申立に適用される。

### 第57条〔身上後見人〕

- (1)〔身上後見人不適格者〕 無能力者に対し、報酬を得て、ヘルスケア、在宅サービス、ソーシャル・サービス、訓練サービス又は援助サービスを提供する者は、無能力者の身上後見人に選任されないものとする。
- (2)〔適用除外〕 第1項は、無能力者の配偶者、パートナー、親族、又は、次の者に対しては、適用されない。
  - 1 無能力者の財産後見人
  - 2 身上ケアのための代理人
  - 3 財産のための持続的代理権授与状に基づく代理人<sup>(71)</sup>
- (3)〔規準〕 裁判所は、第77条（略式処理）に基づいて処理される申立である場合を除き、
  - (a) 身上後見人となるべき者が、財産のための持続的代理権授与状に基づく代理人であるかどうか、
  - (b) 無能力者の最近時における希望を突き止めることができるときには、その希望、及び
  - (c) 申立人と無能力者との個人的関係の緊密さを考慮するものとする。
- (4)〔2人以上の身上後見人〕 裁判所は、2人若しくはそれ以上の者を、その同意を得て、共同身上後見人（joint guardians of the person）に選任し、又は、各身上後見人を、特定期間に関し、後見人に選任することができる<sup>(72)</sup>。

### 第58条〔身上後見人選任命令〕

- (1)〔無能力の認定〕 身上後見人選任命令（an order appointing a guardian of the person）には、その命令の対象者が、第45条に掲げる諸機能の全部又は一部について能力をもたず、その結果、その者に代って決定をする権限を付与される者により決定される必要がある旨の認定が含まれるものとする。

---

(71) 第46条第3項と対照されたい。

(72) 第24条第6項と対照されたい。

- (2) [身上後見人選任命令の内容] 身上後見人選任命令は、
- (a) 選任期間について、裁判所が相当と考える限定をし、
  - (b) 選任について、その他裁判所が相当と考える条件を付することができる。
- (3) [全面又は部分後見] 身上後見人選任命令は、全面後見であるか、部分後見であるかを特定するものとする。

### 第59条 [全面後見]

- (1) [全面後見] 裁判所は、第45条に掲げる諸機能の全部について能力をもたないと認定する場合に限り、全面身上後見命令(an order for full guardianship of the person)を下すことができる。
- (2) [身上後見人の権能] 身上後見人は、全面身上後見命令に基づき、
- (a) 身上後見の対象者(the person under guardianship)に対し、監護権(custodial power)を行使し、その者の生活上の取決めをし、かつ、その者の宿所と安全を確保し、
  - (b) 身上後見の対象者の財産又は身上後見人の地位若しくは権能に係る訴訟を除き、その者の訴訟後見人(litigation guardian)となり、
  - (c) 身上後見の対象者の財産又は身上後見人の地位若しくは権能に係る請求及び法的手続を除き、その者に代って請求を終結し、かつ、法的手続を開始し、合意により終結し、
  - (d) 身上後見の対象者が能力を有していたならば閲覧できたであろう個人情報(personal information)<sup>(73)</sup>(身上後見の対象者が代弁者に伝達した情報は除く)を閲覧し、かつ、身上後見の対象者の財産又は身上後見人の地位若しくは権能に係る訴訟の目的のためである場合を除き、他の者にかかる情報を公開することに同意し、
  - (e) 身上後見の対象者のヘルスケア、栄養摂取及び衛生について決定し、かつ、その者に代って、1992年治療同意法の適用がある治療<sup>(64)</sup>に対する同意を与え、又はこれを拒み、
  - (f) 身上後見の対象者の就労、教育、訓練、衣服、レクリエーション、及びその者に提供されるすべてのソーシャル・サービスについて決定し、かつ、
  - (g) 命令において特定されるその他の権能及び義務を行使し、履行することができる。
- (3) [拘束権] 身上後見人が身上後見の対象者に対して監護権を有しており、かつ、裁

---

(73) 注(89)参照。

判所により、その対象者を拘束する必要が生じるかもしれないと認められる場合には、裁判所は、後見命令において、身上後見人に対し、拘束する権限を付与することができる。この場合において、身上後見人は、午前9時から午後4時までの間、又は身上後見命令の中で特定された時間内に、警察官の援助を受けて、その命令の中で特定された土地建物 (the premises) に立ち入り、必要とされる程度の強制力を行使して、その者を捜索し、連れ出すことができる。

- (4) [明示的記述がある場合を除き除外される事項] 身上後見命令において明示的に別段の定めがある場合を除き、身上後見人は、
- (a) 身上後見の対象者が精神保健法に定義された精神障害者施設<sup>(33)</sup>に入院することに異議を表明している場合に、その対象者をかかえる施設に入院させることに同意する権能
- (b) 子の監護若しくは面接に関する現存の取決めを変更し、又は身上後見の対象者に代って子の養子収養に同意する権能をもたない。
- (5) [明示的記述がある場合を除き除外される事項] 身上後見命令において、身上後見人は第4項(a)号又は(b)号に掲げる権能を有する旨を定めるときに、その権能は、必要が生じる場合には、随時、行使しうるものと特定することができる。

### 第60条 [部分後見]

- (1) [部分後見] 裁判所は、無能力者のために、その者が、第45条に掲げる諸機能の全部でなく、一部について能力をもたないと認定するときには、部分身上後見命令 (an order for partial guardianship of the person) を下すことができる。
- (2) [部分後見] 部分身上後見命令は、その命令の対象者がいかなる機能について能力をもたないと認定されるかを特定するものとする。
- (3) [後見人の権能] 部分身上後見命令に基づいて、身上後見人は、第59条第2項、第3項、第4項及び第5項に記載された権能のうち、その命令において特定された権能を行使することができるが、その行使は、命令の対象者が能力をもたないと認定される機能に関するものに限られる。

### 第61条 [変更]

- (1) [変更] 裁判所は、何人の申立に基づく場合であっても、無力者のための身上後見人選任命命を変更し、又は、他の者をもって後見人に替えることができる。
- (2) [通知、代弁者] 第69条 (通知書の送付、申立当事者) 及び第76条 (代弁者の面会) は、必要な修正を加えた上で、第1項による変更の申立に適用される。

**第62条 [緊急の場合における暫定的身上後見人]**

- (1) [重大な弊害] 重度の疾病もしくは傷害、又は自由若しくは身体の安全の奪取は、本条の目的にとって重大な弊害<sup>(74)</sup>に該当する。
- (2) [調査義務] 身上ケア能力をもたず、その結果、重大な弊害が現に生じており、又は生じる可能性のある者が存在する旨の通報があった場合において、身上財産公後見人は、その通報について調査するものとする<sup>(75)</sup>。
- (3) [緊急の場合の申立] 身上財産公後見人は、身上ケア能力をもたない者が存在し、かつ、その者を重大な弊害から保護するために、速やかな行動が求められていると信じる合理的理由がある場合において、自らを暫定的身上後見人 (temporary guardian of the person) に選任する命令を、裁判所に申し立てるものとする。
- (4) [通知] 第3項に基づく申立の通知書は、裁判所が、事柄の性質及び緊急性にかんがみて、通知を免除する場合を除き、無能力通報の対象者、並びに身上ケアのための代理人の所在が判明している場合には、その代理人に対し、送付されるものとする。
- (5) [代弁者] 代弁者は、無能力通報の対象者に対し、申立の通知書が送付された場合において、審理の前に無能力通報の対象者に面会し、その対象者に申立の通知の意味、及び申立に異議を唱える権利について、説明するものとする。
- (6) [暫定的身上後見人選任命令] 裁判所は、命令により、身上財産公後見人を暫定的身上後見人に選任することができる。
- (7) [在任期間] 暫定的身上後見人の選任は、その命令の対象者に対し、申立の通知書が送付されていたときには、90日を超えない期間、及び、申立の通知が免除されていたときには、7日を超えない期間、有効である。
- (8) [命令の内容] 第6項に基づく命令書には、身上財産公後見人が暫定的身上後見人として有する権能、及び暫定的身上後見に付される条件が記載されるものとする。
- (9) [命令書の送付] 第6項に基づく命令書は、申立の通知なしに下された場合には、できる限り早期に、命令の対象者に対し、送付されるものとし、かつ、代弁者は、命令の対象者に面会し、その対象者に、命令の効果、及び暫定的身上後見の終了を申し立てる権利について説明するものとする。
- (10) [拘束権] 身上財産公後見人が暫定的身上後見の対象者に対して監護権を有しており、かつ、裁判所により、その対象者を拘束する必要が生じるかもしれないと認められる場合には、裁判所は、身上財産公後見人に対し、拘束する権限を付与することができる。この場合において、身上財産公後見人は、午前9時から午後4時までの間、又は第6項に基づく命令の中で特定された時間内に、警察官の援助を受けて、その命

(74) 第62条第2項第3項第12項(a)号参照。

(75) 第82条第1項参照。

令の中で特定された土地建物に立ち入り、必要とされる程度の強制力を行使して、その者を捜索し、連れ出すことができる。

- (11) [暫定的身上後見の終了、期間の変更] 身上財産公後見人、又は暫定的身上後見の対象者の申立により、裁判所は、暫定的身上後見を終了させ、又はその期間を短縮若しくは延長することができる。
- (12) [申立をしない場合の義務] 身上財産公後見人は、本条に基づき調査をし、かつ、第3項に基づく申立をしない旨の決定をする場合には、その調査中に収集した一切の情報を廃棄するものとし、かつ、無能力通報の対象者に対し、
- (a) その対象者が、身上ケア能力をもたず、その結果、重大な弊害が現に生じており、若しくは生じる可能性がある旨の通報がなされ、
- (b) この法律により求められるところにしたがい、身上財産公後見人が、その通報について調査し、かつ、暫定的身上後見のための申立をしない旨の決定をし、並びに
- (c) 身上財産公後見人が、その調査中に収集した一切の情報をすでに廃棄したことを通知するものとする。

### 第63条 [身上後見の終了申立]

裁判所は、何人の申立に基づく場合であっても、第55条に基づき開始された身上後見を終了させることができる。

### 第64条 [身上後見人の権能の停止]

身上後見又は暫定的身上後見を終了させるための申立がなされると、裁判所は、訴訟係属後の申立により、身上後見人又は暫定的身上後見人の権能を停止させることができる。

### 第65条 [手続]

第3章（手続）は、身上後見の終了申立に適用される。

## 身上後見人及び身上ケアのための代理人の義務

### 第66条 [身上後見人の義務]

- (1) [身上後見人の義務] 身上後見人は、注意深く、かつ、誠実に、その権能を行使し、義務を履行するものとする<sup>(76)</sup>。

---

(76) 第32条第1項と対照されたい。

- (2) [説明] 身上後見人は、無能力者に対し、身上後見人の権能及び義務の内容を説明するものとする。
- (3) [無能力者に代ってする決定] 身上後見人は、次の原則にしたがって、無能力者に代って決定をするものとする。
- 1 身上後見人は、無能力者が能力を有するときに表明していた希望又は指示であって、現に四囲の状況において適合するものを知っている場合には、その希望又は指示にしたがって決定をするものとする。
  - 2 身上後見人は、第1号に該当する希望又は指示が存在するかどうかを突き止める際に、合理的な注意力を働かせるものとする。
  - 3 無能力者が能力を有するときに表明していた希望又は指示は、表明時期の遅いものが早いものに優位する。
  - 4 身上後見人は、無能力者が能力を有するときに表明していた希望若しくは指示であって、現に四囲の状況において適合するものを知らない場合、又はその希望若しくは指示にしたがって決定をすることが不可能である場合には、無能力者の最良の利益にかなうように決定をするものとする。
- (4) [最良の利益] 身上後見人は、何が無能力者の最良の利益にかなうかを決定する際に、
- (a) 無能力者が能力を有するときに抱いていたことを身上後見人が知っており、かつ、能力を有していれば無能力者が引き続き行動の基礎とするであろうと信じる価値観と信念、及び
  - (b) 無能力者の最近時における希望を突き止めることができるときには、その希望を考慮に入れるものとする。
- (5) [決定への参加] 身上後見人は、その者が無能力者に代ってする決定に対し、無能力者が自己の能力を最大限活用し、参加するように勧奨するものとする。
- (6) [家族及び友人] 身上後見人は、無能力者と無能力者を支援する家族及び友人との間で恒常的な個人的交流を育むように努めるものとする。
- (7) [相談] 身上後見人は、
- (a) 無能力者を支援する家族及び友人であって、無能力者と恒常的に個人的交流がある者、及び
  - (b) 無能力者に身上ケアを提供する者と、随時、相談するものとする。
- (8) [自立] 身上後見人は、できる限り (as far as possible)、無能力者の自立を育むように努めるものとする。
- (9) [最も拘束性の少ない行動方針] 身上後見人は、特定の場合に採用可能かつ相当で

あって、拘束性及び侵襲性が最も少ない行動方式 (the least restrictive and intrusive course of action) を選択するものとする。

- (10) [抑制, 拘禁手段及び監視装置] 身上後見人は、次に掲げる場合を除き、拘禁手段若しくは監視装置を利用し、又は無能力者の行動を身体的に若しくは薬物により抑制しないものとし、かつ、その者に代って拘禁手段、監視装置又は抑制手段の利用に同意を与えないものとする。
- (a) その実施が、無能力者本人若しくは本人以外の者に対する重大な身体への害を避けるために不可欠であり、又は無能力者に現在より大きな自由若しくは喜びを与える場合、及び
- (b) その実施が、後見計画 (the guardianship plan) に一致している場合
- (11) [コモン・ロー] この法律におけるいかなる規定も、即時の行動が無能力者本人若しくは本人以外の者に対する重大な身体への害を避けるために必要とされる場合には、その者の行動を抑制し、又は拘禁すべきケア提供者のコモン・ロー上の義務に影響を及ぼすものではない。
- (12) [電気ショック] 身上後見人は、嫌悪訓練法として電気ショックを用いないものとし、かつ、嫌悪訓練法として電気ショックを用いることに対し、無能力者に代って、同意を与えないものとする。
- (13) [リサーチ] この法律におけるいかなる規定も、リサーチを主たる目的とする手技に対し、他の者に代って同意を与え、又はこれを拒むことに関する法に影響を及ぼすものではない。
- (14) [不妊手術, 移植] この法律におけるいかなる規定も、次に掲げる 2 つの手技のいずれかに対し、他の者に代って同意を与え、又はこれを拒むことに関する法に影響を及ぼすものではない。
- 1 その者の身体的健康を保護するために医学的に必要とされるのでない不妊手術
  - 2 他の者の身体に移植するために再生組織又は非再生組織を摘除すること
- (15) [後見計画] 身上後見人は、後見計画にしたがい、職務を行うものとする。
- (16) [後見計画の修正] 後見計画がある場合において、その計画は、身上財産公後見人の承認を得て、適宜、修正することができる。
- (17) [指示を求める申立] 身上後見人は、身上後見人の職位から生じるあらゆる問題について、裁判所に指示を求める申立をすることができる。
- (18) [指示を求める申立] 無能力者、その被扶養者、無能力者の財産後見人、持続的代理権授与状に基づく無能力者の代理人、身上財産公後見人、又は、その他裁判所の許可を得たすべての者は、身上財産後見人の職位から生じるあらゆる問題について、裁判所に対し、身上後見人への指示を求める申立をすることができる。

- (19) [免責] 身上後見人の作為又は不作為が、この法律に基づく身上後見人の権能と義務に関連して誠実に行われた場合には、身上後見人に対し、その作為又は不作為を理由とする損害賠償を求める訴訟は、開始されないものとする<sup>(77)</sup>。

### 第67条 [年次報告書]

- (1) [年次報告書] 身上後見人は、所定の様式により、毎年12月31日現在の報告書を、作成するものとする。
- (2) [年次報告書] 年次報告書には、
- (a) 無能力者の居所
  - (b) 当該年度に無能力者に代ってしたヘルスケア及び安全に関する決定
  - (c) 当該年度に無能力者に代ってした決定に対し、その無能力者が異議を表明したかどうか、並びにその場合における決定の内容
  - (d) 後見計画を変更するために身上後見人がした提案、及び
  - (e) 代弁者が当該年度に無能力者を訪問したかどうかを記すものとする。
- (3) [作成時期] 年次報告書は、当該報告書に係る年度末に直続する4月30日までに作成するものとする。
- (4) [請求に基づく年次報告書の交付] 身上後見人は、請求に基づき、次の者に年次報告書の写しを交付するものとする。
- 1 無能力者
  - 2 無能力者の財産後見人又は持続的代理権授与状に基づく代理人
  - 3 身上後見人でない身上財産公後見人
- (5) [明細] 年次報告書の写しを交付された者は、請求に基づき、重ねてその報告に関する明細を求める権限を有する。

### 第68条 [代理人の義務]

- (1) [全面的効力が付与された代理権授与状に基づく義務] 第66条及び第67条は、必要な修正を加えた上で、第49条又は第50条に基づき全面的効力が付与された身上ケアのための代理権授与状に基づく代理人に適用される。
- (2) [第46条第10項に基づく代理人の義務] 第66条は、第15項及び第16項を除き、必要

---

(77) 第33条と対照されたい。なお、身上財産公後見人についても、同旨の規定がある(Public Guardian and Trustee Act, s. 5. 1, amended by Consent and Capacity Statute Law Amendment Act, s. 25(5))。

な修正を加えた上で、第46条第10項に基づき職務を行う代理人に適用される。

### 第3章

#### 後見に関する申立手続

##### 第69条〔申立の通知書の送付〕

(1)〔財産後見人の選任申立、通知書の送付〕 財産後見人の選任申立の通知書は、第70条第1項に掲げる書類とともに、次の者、及び、第72条の適用がある場合には、同条に掲げる者に、送付されるものとする。

- 1 財産管理能力をもたないと主張される者
- 2 第1号に掲げる者の持続的代理権授与状に基づく代理人の所在が判明している場合には、その代理人
- 3 第1号に掲げる者の身上後見人の所在が判明している場合には、その身上後見人
- 4 第1号に掲げる者の身上ケアのための代理人の所在が判明している場合には、その身上ケアのための代理人
- 5 身上財産公後見人
- 6 財産後見人となるべき者

(2)〔財産後見の終了申立、通知書の送付〕 財産後見の終了申立の通知書は、第73条の適用がある場合には、同条に掲げる書類とともに、次の者に送付されるものとする。

- 1 財産後見の対象者
- 2 第1号に掲げる者の身上後見人の所在が判明している場合には、その身上後見人
- 3 第1号に掲げる者の身上ケアのための代理人の所在が判明している場合には、その身上ケアのための代理人
- 4 身上財産公後見人
- 5 財産後見人

(3)〔身上後見人の選任申立、通知書の送付〕 身上後見人の選任申立の通知書は、第70条第2項に掲げる書類とともに、次の者、及び、第71条第1項及び第74条の適用がある場合には、同条に掲げる者に、送付されるものとする。

- 1 身上ケア能力をもたないと主張される者
- 2 第1号に掲げる者の持続的代理権授与状に基づく代理人の所在が判明している場合には、その代理人
- 3 第1号に掲げる者の財産後見人の所在が判明している場合には、その財産後

見人

- 4 第1号に掲げる者の身上ケアのための代理人の所在が判明している場合には、その身上ケアのための代理人
  - 5 身上財産公後見人
  - 6 身上後見人となるべき者
- (4) [身上後見の終了申立、通知書の送付] 身上後見の終了申立の通知書は、第75条の適用がある場合には、同条に掲げる書類とともに、次の者に送付されるものとする。
- 1 身上後見の対象者
  - 2 第1号に掲げる者の財産後見人の所在が判明している場合には、その財産後見人
  - 3 第1号に掲げる者の持続的代理権授与状に基づく代理人の所在が判明している場合には、その代理人
  - 4 身上財産公後見人
  - 5 身上後見人
- (5) [通知書の送付] 本章に基づく通知書及び添付書類は、申立人に送付される必要がない。
- (6) [家族への送付] 本章に基づく通知書及び添付書類は、所在の判明している次のすべての者に対して、その者の最後に知られた住所に宛てた普通郵便により送付されるものとする。
- 1 財産管理能力をもたないと主張される者、財産後見の対象者、身上ケア能力をもたないと主張される者、又は身上後見の対象者の配偶者又はパートナー
  - 2 第1章(財産)に基づく申立の場合には、第1号に掲げる者の18歳以上の子、又は、第2章(身上)に基づく申立の場合には、第1号に掲げる者の16歳以上の子
  - 3 第1号に掲げる者の父母
  - 4 第1号に掲げる者の兄弟姉妹であって、第2号に掲げる該当年齢に達した者
- (7) [適用除外] 第6項は、合理的な注意力をもってしても、その存在又は住所を突き止めることができない者に対する送付を要求するものではない。
- (8) [申立当事者] 申立当事者(the parties to the application)<sup>(78)</sup>とは、申立人、及び、第1項、第2項、第3項又は第4項に基づき送付を受ける者をいう。
- (9) [追加的申立当事者] 次の者は、訴訟手続のいかなる段階においても、申立当事者として加えられることができる。
- 1 第1項第2号、第3号若しくは第4号、第2項第2号若しくは第3号、第3項第2号、第3号若しくは第4号、又は、第4項第2号若しくは第3号に掲げる者であつ

---

(78) 第69条第9項第10項第11項及び第77条第3項参照。

て、申立の通知書の送付を受けなかった者

2 申立の通知書の送付を受けたか否かを問わず、第 6 項に掲げる者

(10) [追加的申立当事者] 第 9 項に該当する者は、申立当事者として加えられるためには、申立の通知書の送付を受けているその他すべての者に対して、出廷の通知書(the notice of appearance)を送付するものとし、かつ、送付の証拠とともにそれを提出するものとする。

(11) [代弁者] 本章に基づく申立人は、申立の通知書及び添付書類が申立当事者に送付される場合に、代弁者がその写しを受け取ることができるように確保するものとする。

### 第70条 [必要的添付書類]

(1) [財産後見人の選任申立, 必要的添付書類] 財産後見人の選任申立は、

(a) 財産後見人となるべき者の同意書

(b) 財産後見人となるべき者が身上財産公後見人でない場合には、所定の様式による財産管理計画書、並びに

(c) 財産後見人となるべき者が身上財産公後見人でない場合には、

1 身上財産公後見人が、財産管理計画書を検討した上で承認し、財産後見人となるべき者、及び担保のための取り決め<sup>(79)</sup>の相当性を考慮し、財産後見人の選任に異議を表明しない旨の身上財産公後見人の証明書

2 身上財産公後見人が、本号 1 にいう証明書を交付しないための理由書のうち、いずれか一方

を添付して、これを行うものとする。

(2) [身上後見人の選任申立, 必要的添付書類] 身上後見人の選任申立は、

(a) 身上後見人となるべき者の同意書

(b) 身上後見人となるべき者が身上財産公後見人でない場合には、所定の様式による後見計画書、並びに

(c) 身上後見人となるべき者が身上財産公後見人でない場合には、

1 身上財産公後見人が、後見計画書を検討した上で承認し、身上後見人となるべき者を判定し、その選任に異議を表明しない旨の身上財産公後見人の証明書

2 身上財産公後見人が、本号 1 にいう証明書を交付しないための理由書のうち、いずれか一方

を添付して、これを行うものとする。

---

(79) 第24条第3項及び第25条第2項参照。

### 第71条 [選択的添付書類]

- (1) [身上後見人の選任申立, 選択的添付書類] 身上後見人の選任申立は, 能力をもたないと主張される者を知っており, かつ, 申立の通知書の発行に先立つ12カ月の間に, その者と個人的交流をもった者が, 所定の様式により作成した一通又はそれ以上の申述書を添付して, これを行うことができる。
- (2) [身上後見の終了申立, 選択的添付書類] 身上後見の終了申立は, 身上後見の対象者を知っており, かつ, 申立の通知書の発行に先立つ12カ月の間に, その者と個人的交流をもった者が, 所定の様式により作成した一通又はそれ以上の申述書を添付して, これを行うことができる。

### 第72条 [財産後見人の選任申立, 略式処理, 必要的添付書類]

- (1) [財産後見人の選任申立, 略式処理, 必要的添付書類] 財産後見人の選任の申立人が, その申立が, 第77条(略式処理)に基づいて扱われることを望む場合において, その申立は, 所定の様式により作成された2通の申述書を添付して, これを行うものとし, そのうちの一通は判定者が作成し, 他の一通は, 能力をもたないと主張される者を知っており, かつ, 申立の通知書の発行に先立つ12カ月の間に, その者と個人的交流をもった者が作成したものでなければならない。
- (2) [申述書の内容] 本条に基づく申述書には,
  - (a) その作成者が, 申立の対象者が財産管理能力をもたないという意見を有する旨を記し, かつ, その意見の基礎となる事実を明らかにし, 並びに
  - (b) 財産後見人が選任されることにより, その作成者が直接又は間接に金銭的利益を期待しうるものでない旨を記すものとする。
- (3) [申述書の内容] 本条に基づく申述書には, その作成者が, 前項の記載事項に加えて, 申立の対象者に代り決定をする権限を付与される者が決定する必要があるという意見を有する旨を記すことができ, かつ, その場合には, その意見の基礎となる事実を明らかにするものとする。
- (4) [申述書の内容] 所定の様式により判定者が作成する申述書には, その作成者が, 申立の通知書の発行に先立つ6カ月の間に, 申立の対象者の能力の判定をした旨を記すものとする。

### 第73条 [財産後見の終了申立, 略式処理, 必要的添付書類]

- (1) [財産後見の終了申立, 略式処理, 必要的添付書類] 財産後見の終了の申立人が, その申立が, 第77条(略式処理)に基づいて扱われることを望む場合において, その

申立は、所定の様式により作成された 2 通の申述書を添付して、これを行うものとし、そのうちの一通は判定者が作成し、他の一通は、財産後見の対象者を知っており、かつ、申立の通知書の発行に先立つ 12 カ月の間に、その者と個人的交流をもった者が作成したものでなければならない。

(2) [申述書の内容] 本条に基づく申述書には、

- (a) その作成者が、財産後見の対象者が財産管理能力を有するという意見を有する旨を記し、かつ、その意見の基礎となる事実を明らかにし、並びに
- (b) 財産後見が終了することにより、その作成者が、直接又は間接に金銭的利益を期待しうるものでない旨を記すものとする。

(3) [申述書の内容] 所定の様式により判定者が作成する申述書には、その作成者が、申立の通知書の発行に先立つ 6 カ月の間に、財産後見の対象者の能力の判定をした旨を記すものとする。

#### 第74条 [身上後見人の選任申立、略式処理、必要的添付書類]

(1) [身上後見人の選任申立、略式処理、必要的添付書類] 身上後見人の選任の申立人が、その申立が、第77条（略式処理）に基づいて扱われることを望む場合において、その申立は、所定の様式によりそれぞれの判定者が作成した 2 通の申述書を添付して、これを行うものとする。

(2) [申述書の内容] 本条に基づく申述書には、その作成者は、申立の対象者が第45条（身上ケア）に掲げる諸機能の全部又は一部について能力をもたないという意見を有する旨を記し、かつ、その意見の基礎となる事実を明らかにするものとする。

(3) [申述書の内容] 本条に基づく申述書には、その作成者は前項の記載事項に加えて、申立の対象者に代り決定をする権限を付与される者が決定する必要があるという意見を有する旨を記すことができ、かつ、その場合には、その意見の基礎となる事実を明らかにするものとする。

(4) [申述書の内容] 2 通の申述書には、それぞれ、

- (a) その作成者が、申立の通知書の発行に先立つ 6 カ月の間に、申立の対象者の能力の判定をした旨を記し、
- (b) 申立の対象者の能力の欠缺の性質と程度についての評価を含めるものとし、かつ、評価の基礎となる事実を明らかにするものとする。

#### 第75条 [身上後見の終了申立、略式処理、必要的添付書類]

- (1) [身上後見の終了申立, 略式処理, 必要的添付書類] 身上後見の終了の申立人が, その申立が, 第77条(略式処理)に基づいて扱われることを望む場合において, その申立は, 所定の様式によりそれぞれの判定者が作成した2通の申述書を添付して, これを行うものとする。
- (2) [申述書の内容] 2通の申述書には, その作成者が身上後見の対象者が身上ケア能力を有するという意見を有する旨を記し, かつ, その意見の基礎となる事実を明らかにするものとする。
- (3) [申述書の内容] 2通の申述書には, その作成者が, 申立の通知書の発行に先立つ6カ月の間に, 身上後見の対象者の能力の判定をした旨を記すものとする。

### 第76条 [代弁者の面会]

- (1) [代弁者の面会] 代弁者は, 財産管理能力をもたないと主張される者, 財産後見の対象者, 身上ケア能力をもたないと主張される者, 又は身上後見の対象者に面会するものとし, かつ, その被面会者に対して, 本章に基づく申立の通知と添付書類の意味, 及び申立に異議を唱える権利について, 説明するものとする。
- (2) [代弁者の申述書] 申立人は, 所定の様式による代弁者の申述書を提出するものとし, その申述書には, 代弁者が第1項の規定にしたがった旨, 又はこの規定にしたがおうと試みたにもかかわらず, 申立の対象者との面会を妨げられた旨が記されるものとする。
- (3) [代弁者の申述書] 代弁者が, 申立の対象者との面会を妨げられた場合には, その申述書の中に詳細な説明を含めるものとする。
- (4) [申述書の提出義務] 裁判所は, 代弁者の申述書が提出されたのでなければ, 後見に関する命令を下さないものとする。
- (5) [適用除外] 本条は, 申立人が, 財産後見の対象者又は身上後見の対象者であって, その者が後見の終了を申し立てている事件には, 適用されない。

### 第77条 [略式処理]

- (1) [略式処理] 本条に基づいて, 裁判所は, 何人に対しても, 出廷を求めず, かつ, 審理を開催することなく, 後見に関する命令を下すことができる。
- (2) [略式処理] 裁判所の登録官 (the registrar) は, 次の条件が充足される場合に, 申立通知書及び添付書類を裁判所の裁判官に提出するものとする。
  - 1 出廷の通知書<sup>(80)</sup>を交付する者がいない場合

---

(80) 第69条第10項参照。

- 2 申立書に適切な書類<sup>(81)</sup>が添付されている場合
  - 3 財産後見人の選任申立の場合には、第72条に掲げる申述書のうち、少なくとも1通に、その作成者が、申立の対象者に代り決定をする権限を付与される者が決定する必要があるという意見を有する旨が記されている場合
  - 4 身上後見人の選任申立の場合には、第74条に掲げる申述書のうち、少なくとも1通に、その作成者が、申立の対象者に代り決定をする権限を付与される者が決定する必要があるという意見を有する旨が記されている場合
- (3) [命令] 裁判官は、本条に基づく申立を考慮するに当り、
- (a) 求められている救済を与え、
  - (b) 申立当事者<sup>(82)</sup>若しくはその弁護士に対し、追加的に証拠の提出を求め、若しくは訴訟代理人の職務を行うことを求め、又は
  - (c) 本条による申立若しくは何らかの争点を正式事実審理の手續に移行させるように命じ、かつ、妥当と考える指示を与えることができる。

## 第4章

### 雑則

#### 第78条 [登録簿]

- (1) [登録簿] 身上財産公後見人は、
- (a) 財産後見人
  - (b) 身上後見人
  - (c) 身上ケアのための代理権授与状であって、第49条又は第50条に基づき全面的効力が付与されているものに基づく代理人、及び
  - (d) 身上ケアのための代理権授与状であって、第50条に基づき登録のために受理されたものに基づく代理人
- について、登録簿 (a register) を編製し、保持するものとする。
- (2) [登録簿に綴じ込まれるファイル] 身上財産公後見人は、次の諸事件のうち、いずれかの事件が最初に起こった場合において、その事件の対象者に関するファイルを作成し、かつ、そのファイルを前項に掲げる登録簿に綴じ込むものとする。

---

(81) 第72条から第75条参照。

(82) 第69条第8項参照。

- 1 身上財産公後見人が対象者の法定財産後見人となる場合<sup>(83)</sup>
  - 2 裁判所が、対象者の財産後見人又は身上後見人を選任する場合
  - 3 対象者の身上ケアのための代理権授与状が第49条に基づき全面的効力を付与される場合
  - 4 対象者の身上ケアのための代理権授与状が第50条に基づき登録のために受理される場合
- (3) [ファイルの内容] 第1項に掲げる登録簿に綴じ込まれた事件の対象者に関するファイルには、身上財産公後見人が掌握している次の情報が含まれるものとする。
- 1 対象者の氏名及び住所
  - 2 選任又は指定された者がいる場合には、
    - i 対象者の財産後見人
    - ii 対象者の身上後見人、及び
    - iii 対象者の身上ケアのための代理権授与状に基づく代理人の氏名、住所及び電話番号
  - 3 本項第2号iからiiiに掲げる者について、それぞれ、
    - i その権限の取得方法
    - ii その権限の性質と範囲、及び
    - iii その権限が発効若しくは終了し、又は変更された年月日に関する情報
- (4) [登録簿上の最新情報の収録] 身上財産公後見人は、第3項に掲げる新しい情報を受け取る場合には、登録簿に含まれる情報を常に最新のものにしておくものとする。
- (5) [住所その他の変更通知] 財産後見人、身上後見人、又は、身上ケアのため代理権授与状であって、第49条に基づき全面的効力が付与されているもの、若しくは第50条に基づき登録のために受理されているものに基づく代理人は、身上財産公後見人に対し、書面により、速やかに、次の情報を通知するものとする。
- (a) 本項に該当する後見人又は代理人の氏名、住所若しくは電話番号の変更
  - (b) 財産後見人、身上後見人、又は、身上ケアのための代理権授与状であって、第49条若しくは第50条に基づき全面的効力が付与されているものに基づく代理人の場合には、無能力者の氏名又は住所の変更
- (6) [裁判所命令の通知] 裁判所が、財産後見人、身上後見人、又は、身上ケアのための代理権授与状であって、第49条に基づき全面的効力が付与されているもの、若しくは第50条に基づき登録のために受理されているものに基づく代理人の選任又は権限に関する命令を下す場合において、地区登録官 (the local registrar) は、身上財産公

---

(83) 第15条及び第16条第7項参照。

後見人に対し、速やかに、命令書の写しを送付するものとする。

- (7) [登録へのアクセス] 身上財産公後見人は、第3項に基づき本条の登録簿に含まれた情報を、誰であれ、電話又はその他の方法により、その情報を求める者に対し、提供するものとする。

### 第79条 [判定命令]

- (1) [判定命令] 裁判所は、この法律に基づく手続において、能力が争点とされる者があり、かつ、裁判所が、その者は能力をもたないと信じる合理的理由があると認める場合において、訴訟係属後の申立に基づき、又は職権で、その者の能力について意見を述べる目的のために、命令において指名された1人又はそれ以上の判定者により、その者が判定を受けるように命じることができる。
- (2) [判定命令] 第1項の命令は、能力が争点とされる者に対し、
- (a) 判定を受けること
  - (b) 判定の目的のために、その者の居宅への立入りを容認すること
  - (c) その命令の中で特定された居宅以外の場所及び日時に出向くことを求めることができる。
- (3) [判定の場所] 第1項の命令は、判定を行うべき1ヵ所又はそれ以上の場所を特定するものとする。
- (4) [判定の場所] 判定は、可能であれば、能力が争点とされる者の居宅においてするものとする。
- (5) [保健施設] 第1項の命令が、判定を行うべき場所として保健施設を特定する場合には、その命令により、判定の目的のために、能力が争点とされる者をその施設に収容する権限が付与される。

### 第80条 [妨害禁止命令]

- (1) [妨害禁止命令] 裁判所は、判定命令 (an order for assessment) が下された場合において、訴訟係属後の申立に基づき、能力が争点とされる者以外の者に対し、判定の阻止又は妨害を禁じる命令を下すことができる<sup>(84)</sup>。
- (2) [代弁者の申述書] 第1項に基づく申立は、
- (a) 代弁者が、第1項に掲げる者に面会し、判定命令について説明した旨の代弁者の申述書
  - (b) 代弁者が、判定命令について説明するために、第1項に掲げる者に面会することを阻止された場合には、代弁者が面会する努力をした旨、及びその努力が不成功に

(84) 第89条第1項(a)号第4項参照。

終わった理由についての説明を記した代弁者の申述書を添付して、これを行うものとする。

- (3) [妨害者への通知] 第1項に掲げる妨害禁止命令 (the restraining order) を求める当事者は、その命令により妨害の禁止を求められる者に対し、その申立の通知書を送付するものとする。

#### 第81条 [身柄拘束命令]

- (1) [身柄拘束命令] 裁判所は、第79条に掲げる判定命令が下された場合において、
- (a) 判定命令において指名された判定者が、能力が争点とされる者を判定するために、四囲の状況において合理的とされるあらゆる努力をし、
  - (b) (a)号の判定者が、能力が争点とされる者を、その者又はその者以外の行為により、判定することができず、
  - (c) 第80条に掲げる妨害禁止命令が四囲の状況において相当でなく、又は、すでにその命令が利用され、その結果、目的が達せられておらず、かつ、
  - (d) 判定することを可能にする手段として、本条に基づく命令に比べ、侵襲性の少ない手段が存在しない
- と認める場合は、訴訟係属後の申立に基づき、身上財産公後見人に対し、警察官とともに、能力が争点とされる者を捉らえ、身柄を拘束し、かつ、特定された場所に連行し、そこで判定を受けさせるように命じることができる。
- (2) [代弁者の申述書] 第1項に基づく申立は、
- (a) 代弁者が、第1項(b)号に掲げる妨害者に面会し、判定命令について説明した旨の代弁者の申述書
  - (b) 代弁者が、判定命令について説明するために、第1項(b)号に掲げる妨害者に面会することを妨げられた場合には、代弁者が面会する努力をした旨、及びその努力が不成功に終わった理由についての説明を記した代弁者の申述書を添付して、これを行うものとする。
- (3) [命令の有効期間] 第1項に基づく命令は、7日間有効である。
- (4) [命令の執行] 身上財産公後見人及び警察官は、午前9時から午後4時までの間、又は第1項に基づく命令の中で特定された時間内に、その命令の中で特定された場所に立ち入り、必要とされる程度の強制力を行使して、能力が争点とされる者を捜索し、連れ出すことができる。
- (5) [保健施設] 第1項に基づく命令が判定をすべき場所として保健施設を特定する場合には、その命令により、判定の目的のために、能力が争点とされる者をその保健施設に収容し、その者をそこに勾留する権限が付与される。

- (6) [制限規定] 能力が争点とされる者は、判定の目的のために必要とされる時日より長期にわたり、かつ、いかなる場合においても、72時間を超えて、身柄を拘束されることはないものとする。拘束されている間、判定の目的のために必要とされる程度を超える体様において留置されることはないものとする。

### 第82条 [身上財産公後見人の立入りの権利]

- (1) [身上財産公後見人の立入りの権利] 身上財産公後見人は、第27条又は第62条により必要とされる調査の目的のためにのみ、本条に基づき付与される立入りの権利 (a right of entry) を行使することができる。
- (2) [一定の建物への立入り] 身上財産公後見人は、施設又は立入規制住宅について、
- (a) 能力をもたないと主張される者が、その建物内におり、かつ、
  - (b) 調査の目的のために、その者に面会する必要がある
- と信じる合理的理由がある場合には、令状なしに、かつ、何時であれ、四囲の状況において合理的である時間に、立ち入る権限を有する。
- (3) [立入規制住宅] 第2項に基づき立入規制住宅へ立ち入る権利は、エントランス部分、玄関ホール、エレベーター及び階段を含む建物の共用部分に対してのみ行使される。身上財産公後見人が、居住者の同意又は黙認なしに、立入規制住宅の私的居住ユニットに立ち入ることができるのは、第4項又は第8項に基づき権限を与えられている場合に限られる。
- (4) [立入りのための令状] 治安判事 (the justice of the peace) は、能力をもたないと主張される者が、第2項に該当する建物内におり、かつ、
- (a) 身上財産公後見人が、第2項に基づき建物へ立入りの権利を行使することを妨げられており、又は、
  - (b) 調査の目的のために、能力をもたないと主張される者に面会する必要がある
- と認める場合には、身上財産公後見人に対し、その建物へ立ち入るための令状を発行することができる。
- (5) [令状により付与される権限] 第4項に基づく令状により、身上財産公後見人は、午前8時から午後8時までの間、又は令状の中で特定される時間内に、令状の中で特定された建物に立ち入り、かつ、合理的な時間その建物に留まる権限を付与される。
- (6) [有効期間] 第4項に基づく令状は、7日間有効である。
- (7) [警察の援助] 身上財産公後見人は、第4項に基づく令状を執行するに際し、警察官の援助を求めることができる。
- (8) [第2項に該当する建物以外の建物への令状なしの立入り] 身上財産公後見人は、第2項に基づき立ち入る権限を有する建物以外の建物について、

- (a) 能力をもたないと主張される者が、その建物内におり、
  - (b) 調査の目的のために、その者に面会する必要がある、かつ、
  - (c) 建物の立地条件のために、第4項に基づく令状を取得することが実際上困難である
- と信じる合理的理由がある場合には、令状なしに、午前8時から午後8時までの間、立ち入る権限を有する。
- (9) [面会] 身上財産公後見人は、本条に基づき立入りの権利を行使する場合において、能力をもたないと主張される者と、干渉されることなく、かつ、密かに、面会する権限を有する。
  - (10) [建物からの退去義務] 身上財産公後見人は、能力をもたないと主張される者が身上財産公後見人の面会を望まない旨を表示する場合には、速やかにその建物から退去しなければならない。
  - (11) [身分証明書] 本条に基づき立入りの権利を行使する者は、請求がある場合には、身分証明書を提示するものとする。
  - (12) [本条における身上財産公後見人] 本条における身上財産公後見人には、誰であれ、本条の目的のために、身上財産公後見人が指定する者が含まれる。

### 第83条 [身上財産公後見人の記録閲覧権]

- (1) [身上財産公後見人の記録閲覧権] 身上財産公後見人は、第27条又は第62条により必要とされる調査の目的のために、能力をもたないと主張される者に関する記録であって、
  - (a) その者の財産後見人若しくは身上後見人
  - (b) その者の財産に関する権限を付与する代理権授与状、若しくは身上ケアのための代理権授与状に基づく代理人
  - (c) 1991年保健専門職規制法 (Regulated Health Professions Act, 1991) <sup>(85)</sup> に定義された保健専門職<sup>(86)</sup>の団体 (the College of a health profession) の一員
  - (d) 施設
  - (e) 立入規制住宅の管理者
  - (f) 銀行、ローン会社、信託会社、クレジットユニオン、若しくはその他の金融機関
  - (g) 年金財団の理事長、又は
  - (h) 不動産の仲介業者若しくは代理業者

---

(85) S. O. 1991, c. 18.

(86) 歯科衛生士、歯科技工士、臨床検査技師、放射線技師、作業療法士を含む21種類の専門職をさすものとされる (Schedule 1)。

が保管又は管理する記録を閲覧する権限を有する。

- (2) [ソリシタ依頼人関係の特権、適用除外] 第 1 項は、記録がソリシタ依頼人関係に伴う特権の対象である場合には、その特権を侵害しない。
- (3) [法の執行、適用除外] 身上財産公後見人は、記録又はその一部が開示されると、情報の自由及びプライバシーの保護に関する法律 (Freedom of Information and Protection of Privacy Act)<sup>(87)</sup> の第 14 条第 1 項に記載される諸結果<sup>(88)</sup> の 1 つが生じると予期するのが相当である場合には、その記録を閲覧する権限をもたない。
- (4) [記録の閲覧に関する原則] 身上財産公後見人が記録を閲覧する権限を有する場合には、次の原則が適用される。
- 1 身上財産公後見人は、閲覧を請求した後、勤務日に当る 4 日を超えない期間内に記録を閲覧する権限を与えられる。
  - 2 身上財産公後見人は、情報の自由及びプライバシーの保護に関する法律において定義される個人情報<sup>(89)</sup> であって、能力をもたないと主張される者以外の個人に関する記録に含まれる情報を閲覧する権限をもたない。
  - 3 身上財産公後見人は、第 1 項の記録を保管又は管理する者がその記録以外の諸記録を所蔵する場合には、その諸記録に囲まれて検索する権限をもたない。
  - 4 身上財産公後見人は、記録を傷つけない方法で、記録の写しを取り、又は記録から抜き書きをする権限を有する。
  - 5 記録を保管又は管理する者は、身上財産公後見人の請求に基づき、かつ、合理的な期間内に、身上財産公後見人に対し、記録の全部又は一部の写しを、電子複写仕様において提供するものとする。身上財産公後見人は、20 葉を超える電子複写仕様の写しについて所定の金額を支払うものとする。
  - 6 身上財産公後見人は、記録を保管又は管理する者が同意する場合には、複写のために記録を現にある場所から移動させることができる。
  - 7 身上財産公後見人は、前号により移動させる記録の代りに預り証を交付するものとし、かつ、勤務日に当る 2 日以内にその記録を返却するものとする。
  - 8 能力をもたないと主張される者の現在のケアのために必要とされる記録は、第 6 号により移動できないものとする。
- (5) [記録を閲覧するための令状] 治安判事は、

(87) R. S. O. 1990, c. F-31.

(88) いずれも法の執行に関係する。法の執行とは、警察、裁判所又は審判所の手続に関する調査、捜査及び手続の遂行自体をいう。

(89) 人種、国籍、民族、宗教、年齢、婚姻、教育、病歴、職歴、犯罪歴、住所、電話番号、指紋、血液型等 (Freedom of Information and Protection of Privacy Act, s. 2(1)(2))。

- (a) 身上財産公後見人は、本条に基づき第1項の記録を閲覧する権限を有し、かつ、
  - (b) 身上財産公後見人は、その記録を閲覧すること、複写すること、又は複写するために移動させることを拒否されている
- と認める場合には、身上財産公後見人に対し、記録を閲覧するための令状を発行することができる。
- (6) [令状により付与される権限] 身上財産公後見人は、前項の令状により、
    - (a) 第4項第2号の制約内において、午前9時から午後4時までの間、又は令状の中で特定された時間内に、令状の中で特定された記録を調べ、
    - (b) 記録を傷つけない方法で記録を複写し、又は記録から抜き書きをし、かつ、
    - (c) 第4項第7号及び第8号の制約内において、記録を移動させる権限を付与される。
  - (7) [有効期間] 第5項に基づく令状は、7日間有効である。
  - (8) [令状の執行] 身上財産公後見人は、第5項に基づく令状を執行するに際し、警察官の援助を求めることができる。
  - (9) [精神保健法に基づく臨床記録] 本条に基づき、精神保健法第35条の意義に該当する臨床記録<sup>(90)</sup>を閲覧する者は、同法にしたがう場合を除き、何人に対しても、臨床記録から得た情報を、直接又は間接に、開示しないものとする。
  - (10) [その他の法律] 本条は、その他のいかなる法律にも優先する。
  - (11) [本条における身上財産公後見人] 本条における身上財産公後見人には、誰であれ、本条の目的のために、身上財産公後見人が指定する者が含まれる。

#### 第84条 [証拠としての申述書]

作成者が署名すべきものとされる所定の様式による申述書は、この法律の目的のために、その者の署名、所属又は専門家の資格を証明するものがない場合であっても、証拠として許容される。

#### 第85条 [法の抵触, 方式性]

- (1) [法の抵触, 方式性] 持続的代理権授与状又は身上ケアのための代理権授与状は、それが作成されたときに、その作成の方法及び方式が、
  - (a) 代理権授与状が作成された場所、
  - (b) 作成時にその授権者がドミサイルを有していた場所、又は
  - (c) 作成時にその授権者の常居所 (habitual residence) であった場所

---

(90) 精神障害者施設で保管された患者に関する臨床記録をいう (Mental Health Act, s. 35(1) (a))。

の国(州)法(internal law)にしたがっていた場合には、有効である。

- (2) [「国(州)法」] 第1項の目的のために、いかなる場所との関連においても、「国(州)法」は、その場所における準拠法の選択原則を含まない。
- (3) [取消] 第1項及び第2項は、必要な修正を加えた上で、持続的代理権授与状又は身上ケアのための代理権授与状の取消に適用される。
- (4) [オンタリオ州外の法律要件] 本条又はその他の規定に基づき、オンタリオ州外で効力のある法律が、持続的代理権授与状又は身上ケアのための代理権授与状に関し、適用される場合において、その法律上の要件のうち、次に掲げるものは、その法律に反対の原則があっても、形式的要件にすぎないものとして扱われるものとする。
- 1 特定の記載をする授権者は特定の方式にしたがうという要件
  - 2 代理権授与状を作成する際の証人が一定の資格を有するという要件
- (5) [法の変更] 本条の目的のために、持続的代理権授与状又は身上ケアのための代理権授与状の作成が特定の法律にしたがっているか否かを決定する際に、当該代理権授与状の作成されたときの法律上の形式的要件が留意されなければならない。ただし、法の変更により、代理権授与状が適正に作成されたものとして扱われることが可能となる場合には、そのときに作成された代理権授与状に影響を及ぼす法の変更を考慮に入れるものとする。
- (6) [適用] 本条は、オンタリオ州内又は州外で作成された持続的代理権授与状又は身上ケアのための代理権授与状に適用される。

#### 第86条 [州外命令]

- (1) [州外命令] 本条において「州外命令」(“foreign order”)とは、オンタリオ州外の裁判所が下した命令であって、16歳以上の者について、財産後見人又は身上後見人の諸義務に相当する義務を負う者を選任する命令をいう。
- (2) [新たな捺印] カナダの州若しくは準州又は所定の法域において下された州外命令に対しては、その命令に新たに捺印する命令を裁判所に申し立てることができる。
- (3) [州外裁判所からの証明書] 州外命令に新たに捺印する命令は、申立人が裁判所に対し、
- (a) 州外命令を下した裁判所の捺印がある州外命令書の写し、又は州外命令を下した裁判所の登録官、書記官その他の職員により証明された州外命令書の写し、及び
  - (b) 州外命令を下した裁判所の登録官、書記官その他の職員が署名した証明書であって、その命令は取消がなされておらず、かつ、完全な効力がある旨の証明書を提出するものでなければ、下されないものとする。
- (4) [新たな捺印の効果] 新たに捺印された州外命令は、

- (a) オンタリオ州において、この法律に基づき、財産後見人又は身上後見人を選任する命令と同様の効力を有し、
- (b) オンタリオ州において、この法律に基づき、財産後見人又は身上後見人の選任命令に裁判所により付される条件に服し、かつ、
- (c) オンタリオ州において、財産後見人又は身上後見人に関するこの法律の規定に服する。

### 第87条 [調停]

- (1) [調停] 身上後見人又は身上ケアのための代理人と財産後見人又は持続的代理権授与状に基づく代理人との間で、それぞれの義務を履行するに際し、争いが生じる場合において、身上財産公後見人は、それらの者の間で調停を行い、争いを解決するように努めるものとする。
- (2) [適用除外] 第1項は、代理権授与状が、争いを解決するために、四囲の状況にかんがみて、身上財産公後見人以外の機構を利用する旨を定めている場合には、これを適用しない。

### 第88条 [代弁者との面会拒絶]

- (1) [代弁者との面会拒絶] 代弁者は、面会を拒絶される場合において、拒絶している者に面会し、その者に事柄について説明するように要求されない。
- (2) [拒絶する権利] 代弁者との面会は、これを拒絶することができる。

### 第89条 [犯罪]

- (1) [犯罪：妨害] 何人も、
  - (a) 第79条に基づき命令された判定をする者、又は判定するように努める者
  - (b) 第82条第2項により付与される立入りの権能を行使する者、又は行使するように努める者
  - (c) この法律にしたがって面会する代弁者、又は面会するように努める代弁者を阻止又は妨害しないものとする。
- (2) [刑罰] 第1項に違反する者は、犯罪を行う者とされ、5,000ドルを超えない罰金に処せられる。
- (3) [適用除外] 第1項は、
  - (a) 判定命令の対象者、
  - (b) 立入りの権能が行使され、若しくは行使が求められている者、又は
  - (c) 代弁者が面会し、若しくは面会するように努めている者

に適用されない。

- (4) [犯罪：差止命令] 第80条第1項に基づいて下される妨害禁止命令に違反する者は、犯罪を行う者とされ、5,000ドルを超えない罰金に処せられる。
- (5) [犯罪：不実陳述] 何人も、所定の様式による申述書において、真実でないこと自ら知っていることを断言し、又は自らいだいていない意見を公言しないものとする。
- (6) [刑罰] 第5項に違反する者は、犯罪を行う者とされ、10,000ドルを超えない罰金に処せられる。

### 第90条 [諸規則]

枢密院における副総督 (the Lieutenant Governor in Council) <sup>(91)</sup>は、

- (a) 様式を定める規則
- (b) 第1条第1項における「施設」を定義する目的のために施設を定める規則
- (c) 収益及び資本に基づいて算出される年率手当を含め、財産後見人の報酬についての手数料一覧を定める規則
- (d) 所定の訓練課程を修了した者を含め、能力の判定をする資格を有する者として、一群の者を指定する規則
- (e) 判定者の訓練課程を定める規則
- (f) 第83条第4項第5号に基づく電子複写仕様の写しに支払うべき1葉当りの金額を定める規則
- (g) 第86条の目的のために法域を定める規則

を制定することができる。

### 第91条 [経過措置]

第46条第10項及び第11項の制約内において、この法律が施行される前に、身上ケアのための代理権授与状がこの法律にしたがって作成された場合には、かかる代理権授与状は、この法律が施行されるときに有効となる。

### 第92条 [施行期日]

この法律は、副総督の定める日から施行する。

### 第93条 [短称]

---

(91) オンタリオ州行政評議会 (Executive Council of Ontario) の助言を得て、職務を行うオンタリオ州副総督、すなわち、オンタリオ州を統治する者をいう (Interpretation Act, s. 29)。

この法律の短称は、1992年代行決定法 (Substitute Decisions Act, 1992) である。

## 附 表

### 第1条第1項「施設」

アルコール及び薬物中毒研究財団法 (Alcoholism and Drug Addiction Research Foundation Act)  
がんに関する法 (Cancer Act)  
慈善施設法 (Charitable Institutions Act)  
児童及び家族サービス法 (Child and Family Services Act)  
コミュニティ精神病院法 (Community Psychiatric Hospitals Act)  
発達障害者サービス法 (Developmental Services Act)  
一般福祉助成法 (General Welfare Assistance Act)  
精神遅滞者ホーム法 (Homes for Retarded Persons Act)  
特別ケアホーム法 (Homes for Special Care Act)  
高齢者ホーム及びレストホーム法 (Homes for the Aged and Rest Homes Act)  
私的保健施設法 (Independent Health Facilities Act)  
精神保健法 (Mental Health Act)  
精神病院法 (Mental Hospitals Act)  
コミュニティ及びソーシャル・サービス省法 (Ministry of Community and Social Services Act)  
矯正サービス省法 (Ministry of Correctional Services Act)  
保健省法 (Ministry of Health Act)  
ナーシングホーム法 (Nursing Homes Act)  
オンタリオ精神保健財団法 (Ontario Mental Health Foundation Act)  
私立病院法 (Private Hospitals Act)  
公立病院法 (Public Hospitals Act)

本稿は、長寿科学総合研究事業「老人の財産に関する法律行為の研究」(代表者 石川稔上智大学教授)の一部として平成4年厚生科学研究費補助金の交付を受けて行った研究の成果である。